

# 2017年イタリア上院規則改正

## —会派の固定及び委員会の役割の拡充に向けて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳

### 目次

はじめに

- I 上院規則の全体構成等
- II 2017年改正の内容
  - 1 会派に関する見直し
  - 2 委員会審査に関する見直し
  - 3 議事の合理化等に関する見直し
  - 4 他の法律改正に伴う文言の見直し

おわりに

翻訳：2017年12月20日決定「上院規則の組織的改正」  
上院規則（抄）

キーワード：イタリア、議院規則、報告会議、起案会議、議決会議、委員会立法、人民発案、  
クエスチョン・タイム

## 要 旨

2017年12月、イタリア上院規則の改正が行われた。その要点は、次のとおりである。

①議院運営の基盤である会派の安定を図るべく、原則として、会派を選挙時の政党等と一致するものとした。あわせて、議会期中の会派変更を抑制する規定や、議院運営における会派の比重をより高める趣旨の規定も設けた。②従来の法律案審議における本会議と委員会の審議分担を見直しつつ、条文の確定や法律案の可決における委員会の役割を拡充した。③発言時間の短縮や審査期限の設定等を通じ、議事の合理化を図った。④予算制度改革や、国内法をEU法に適合させるための手続の見直し等を踏まえ、上院規則の文言を全体的に調整した。

以上の改正は、2018年3月に開会された第18議会期から適用されている。

## はじめに

2017年12月、イタリア上院規則の改正が行われた<sup>(1)</sup>。当該改正を行った2017年12月20日決定「上院規則の組織的改正」<sup>(2)</sup>（以下、「2017年決定」）は、全6か条から成り、会派の安定を図るとともに、審議手続の改善を主な目的としている。改正の内容は、①会派を選挙時の政党等と原則として一致させること、②委員会審査の拡充、③議事の合理化、④全体的な文言調整という4点に大きく区分することができ、いずれも2018年3月に開会された第18議会期<sup>(3)</sup>から適用されている。

なお、上院では、民主党、5つ星運動、フォルツァ・イタリア及び同盟（旧・北部同盟）という主要政党全ての賛成により改正が実現したが、同様の規則改正を目指した下院では、実現に至らなかった<sup>(4)</sup>。

以下、第I章で上院規則の全体構成等、第II章で2017年決定による改正（以下「2017年改

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月14日である。

(1) イタリアの上院を含む議会制度に関する邦語文献としては、岩崎美紀子「第三章 イタリア」『二院制議会の比較政治学—上院の役割を中心に—』岩波書店、2013、pp.69-94；カルロ・フザーロ（芦田淳訳）「イタリアにおける二院制—設計の不備、期待外れの実績、未完の改革に特徴付けられた150年—」岡田信弘編『二院制の比較研究—英・仏・独・伊と日本の二院制—』日本評論社、2014、pp.9-30；芦田淳「イタリアにおける二院制議会の制度枠組とその帰結」同、pp.105-115を参照。

(2) “Delibera 20 dicembre 2017, Riforma organica del Regolamento del Senato,” *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 159(15), 19 gennaio 2018, pp.1-8. 以下、現行上院規則については、Senato della Repubblica, *Costituzione della Repubblica: Regolamento del Senato*, 2018. <[http://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Constituzione\\_e\\_Regolamento\\_Senato\\_2018.pdf](http://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Constituzione_e_Regolamento_Senato_2018.pdf)> を、2017年決定による改正前の上院規則については、Senato della Repubblica, *Regolamento del Senato*. <[https://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Regolamento\\_testo\\_completo.pdf](https://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Regolamento_testo_completo.pdf)> を参照した。また、上院規則の翻訳に当たっては、衆議院議事部資料課〔訳編〕『イタリア共和国議会下院規則・上院規則』1985を参照した。

(3) 議会期は、選挙から次の選挙までの期間で、解散による繰上選挙が行われない限り5年間である。

(4) 下院では、審議時間の不足等を理由にした野党5つ星運動及びフォルツァ・イタリアの反対により、2018年3月に閉会した前議会期中の規則改正は実現しなかった。Mariolina Sesto, “La Camera dice addio al nuovo regolamento. Al Senato l'accordo bipartisan alla prova del voto,” *Il Sole 24 Ore*, 4 dicembre 2017. <[https://www.ilsole24ore.com/art/notizie/2017-12-01/la-camera-dice-addio-nuovo-regolamento-senato-l-accordo-bipartisan-prova-voto-183351.shtml?uuid=AEFkGzLD&refresh\\_ce=1](https://www.ilsole24ore.com/art/notizie/2017-12-01/la-camera-dice-addio-nuovo-regolamento-senato-l-accordo-bipartisan-prova-voto-183351.shtml?uuid=AEFkGzLD&refresh_ce=1)>

正])の内容を解説する。あわせて、2017年決定と、上院規則のうち2017年決定による改正後の会派関連規定(第4章)・委員会審査関連規定(第6章)を訳出する。

## I 上院規則の全体構成等

1971年に成立した現在のイタリア上院規則は、1977年以降、以下に述べる2017年の改正を含めて21件の改正を経ている。現在は、全24章182か条から成り、章の構成は、表1のとおりである。

従来の改正のうち、質量ともに大規模であったのが7か条の新設を含む46か条を修正した1988年改正であり、2017年改正も、形式的な修正も多く含むとはいえ、59か条を修正する大規模な改正である。

表1 2017年改正後の上院規則の章構成

第1章	準備規定(第1条~第3条)
第2章	議長団の構成(第4条~第7条)
第3章	議長団の権限(第8条~第13条)
第4章	会派(第14条~第16条の2)
第5章	規則審査会、選挙及び議員特権審査会、及び、図書館及び歴史的文書館委員会(第17条~第20条)
第6章	常任委員会、特別委員会及び両院合同委員会(第21条~第51条)
第7章	議院の招集、議事の組織及び本会議(第52条~第63条)
第8章	両院合同会議(第64条~第65条)
第9章	会議の秩序、議院の警備及び傍聴席(第66条~第72条)
第10章	法律案の提出及び送付(第73条~第76条の2)
第11章	緊急性宣言及び期限短縮手続(第77条~第82条)
第12章	討議(第83条~第106条)
第13章	議院の議決及び表決の方法—法律案の最終表決(第107条~第120条)
第14章	憲法関係法律案(第121条~第124条)
第15章	予算審議の手続並びに財政、経済及び行政の監督(第125条~第134条)
第16章	訴追の許諾請求及び権限の確認(第135条~第135条の3)
第17章	特殊手続(第136条~第141条)
第18章	欧州連合及び国際機関との連絡手続(第142条~第144条の4)
第19章	質問、質疑及び動議(第145条~第161条)
第20章	議会による調査(第162条~第163条)
第21章	代表団(第164条)
第22章	議院の予算及び決算(第165条)
第23章	議院事務局(第166条)
第24章	規則の可決及び改正(第167条)

(注) 網掛けをした章は、2017年改正の対象となった条を含む。  
(出典) 上院規則を基に筆者作成。

## II 2017年改正の内容

### 1 会派に関する見直し

#### (1) 経緯

イタリア上院及び下院において、会派は、議院運営の基盤として重要な役割を果たしている。会派長会議<sup>(5)</sup>によって、議院の議事計画（programmazione dei lavori）や議事スケジュール（calendario dei lavori）<sup>(6)</sup>が決定されることは、その代表的な例である。しかし、第17議会期（2013～2018年）において、会派の分裂（当初の8会派から、7会派増及び3会派減により、最終的に12会派となった<sup>(7)</sup>。）とともに、全上院議員の約40%に当たる140名が延べ253回の会派変更を行う<sup>(8)</sup>など、その不安定さが顕著となっていた。また、近年、不安定な政治からの脱却を図るべく、選挙制度改革によって安定した多数派の形成が目指されたことと併せて、選挙後に当該多数派をいかに維持するかについても、かねてから議論が行われてきた。例えば、第16議会期（2008～2013年）において、会派が選挙時の政党等を代表することを原則とするよう議院規則を改正しようとする動きがあった<sup>(9)</sup>。

#### (2) 改正前の会派関連規定

こうした状況に対して、従来の上院規則は、会派について、10名以上の上院議員が所属していること以外に実質的な要件を設けておらず、議会期中に新たな会派を結成することも自由であった<sup>(10)</sup>。その代わり、上院議員5名（～9名）でも会派結成が認められる例外を除いて、議会期中に会派に所属する議員数が10名を下回った場合、当該会派は解散を宣告されることとされた。この例外とは、①国内において組織された政党又は政治運動を代表しており、②上院選挙において同一の政党標識（シンボルマーク）の下に少なくとも15州で候補者名簿を提出し、かつ、少なくとも3州で当選者を出したものに対して、別のシンボルマークの下で当選した者を含め、5名以上の上院議員が所属するならば、議長団評議会<sup>(11)</sup>が会派結成を認可できるというものである。他方、全ての上院議員に対して会派に所属することを義務付け、同議員10名未満の集団や、会派に所属する意思を表明しなかった者については、混合会派<sup>(12)</sup>に所属すると定

(5) 会派長会議は、全ての会派の長のほか、上院の議長及び副議長から構成される。

(6) 議事計画は2か月単位で作成され、議事スケジュールは同計画に基づいて1か月単位で作成される。

(7) “Gruppi parlamentari nella XVII Legislatura.” Senato della Repubblica website <<http://www.senato.it/leg/17/BGT/Schede/GruppiStorici/Grp.html>> なお、ここでは2013年3月19日及び同20日結成の会派を「当初の8会派」とした（第17議会期の開始日は同15日）。第17議会期中に結成された会派は、小規模なものが多く、政治的傾向としては中道右派のものが多かった。それを反映して、2013年上院選挙において中道右派の主軸であった「自由の人民」は、その所属議員数を同議会期当初の92名から同議会期末には42名へと大きく減少させていた。

(8) “I senatori che hanno cambiato gruppo.” OpenParlamento website <<https://parlamento17.openpolis.it/i-gruppi-in-parlamento/senato>> なお、同時期の下院においても、208名（約33%）の議員が延べ316回の所属会派変更を行っていた。“I deputati che hanno cambiato gruppo.” *ibid.* <<https://parlamento17.openpolis.it/i-gruppi-in-parlamento/camera>>

(9) 芦田淳「海外法律情報イタリア—議院規則改正の持つ意味—」『ジュリスト』1409号、2010.10.15、p.131.

(10) 下院の場合も、所属議員数に関する要件が「下院議員20名以上」であるほかは、同様である。

(11) 議長団評議会とは、上院選挙後に選出された常設の議長団を指す（上院規則第7条）。議長団は、議長、副議長、財務担当理事及び理事から構成される（同第5条第1項）。議長団評議会の任務は、上院の予算管理、図書館規則・歴史的文書館規則の承認、議員の懲罰、議長の提案に基づく事務総長の任命、内規の承認等である（同第12条第1項）。

(12) 上下両院それぞれにおいて、会派を独自に結成する要件に満たない議員の集団が所属する会派として、混合会派が設けられている。

めていた。

なお、会派の結成は、会派の名称と当該会派の長が署名した所属議員名簿を、上院議長に提出することにより行われる。

### (3) 会派と政党の一致—会派変更に対する制約等—

#### (i) 会派結成の要件

2017年決定第1条は、会派が、原則として上院選挙に候補者を擁立した政党等と一致しなければならないという要件を設けた。つまり、会派は、その所属議員数が10名以上であること(従来の要件)に加えて、①上院選挙に候補者を擁立し、当選者を出した政党又は政治運動を代表するもの、②上院選挙において、複数の政党又は政治運動が連結して、同一のシンボルマークの下に候補者名簿を提出した場合、連結した政党等の全体を代表するもの、③上記の連結した政党等のうち、いずれかの政党又は政治運動を代表するもの、のいずれかの要件を満たすことが求められるようになった(上院規則第14条第4項)<sup>(13)</sup>。これは、従来、(国会議員が、国民の委任に拘束されることなく、その職務を行うという)自由委任の名の下に、国会議員が新たな政党を生み出すために会派を結成していたのに代えて、有権者により選ばれた政党が会派を結成するという、いわば会派結成の背後にある理念の転換が行われたと言える<sup>(14)</sup>。

#### (ii) 会派所属議員数の例外

所属議員数が10名未満の場合でも会派を結成できる例外についても、2017年改正は、従来の規定を改め、法律で認められた言語的少数派に所属し、当該少数派が居住する州で選出された上院議員、及び、憲章<sup>(15)</sup>で言語的少数派の保護を定めた特別州<sup>(16)</sup>で選出された上院議員が、5名以上の構成員から成る会派を結成する場合にのみ認められることとした(上院規則第14条第5項)<sup>(17)</sup>。

#### (iii) 議会期中の会派結成

会派を選挙時の政党等に対応させるという2017年改正の原則を踏まえ、議会期中の新たな会派の結成は、一部の例外を除いて、既存の会派の統合による場合しか認められないと改めた(上院規則第15条第3項)。例外とされるのは、上述の会派結成要件(i)のうちの「③(選挙時に)連結した政党等のうち、いずれかの政党又は政治運動を代表するもの」、又は、会派所属議員数の例外(ii)の「法律で認められた言語的少数派に所属し、当該少数派が居住する州で選出された上院議員、及び、憲章で言語的少数派の保護を定めた特別州で選出された上院議員」が結成する会派である。具体的な事例としては、同一のシンボルマークの下に連結した政党等

(13) 現在のイタリア上院選挙制度は、全議席の約4割が小選挙区制で選出され、同じく約6割が比例代表制で選出される並立制である。比例代表部分において、各政党等の提出した候補者名簿には、シンボルマークが記載されている。イタリアでは伝統的に、投票用紙に印刷されたこのシンボルマークを選ぶことで投票が行われてきた。当該制度の詳細については、芦田淳「立法情報【イタリア】上下両院選挙法の改正」『外国の立法』No.274-1, 2018.1, pp.8-11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11019006\\_po\\_02740103.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11019006_po_02740103.pdf?contentNo=1)> を参照。

(14) Salvatore Curreri, “Le nuove regole sui gruppi (ma solo al Senato) / 2,” *Quaderni costituzionali*, n.1, 2018, p.183. 同様の指摘として、Luigi Gianniti e Nicola Lupo, *Corso di diritto parlamentare*, 3 ed., Bologna: Il Mulino, 2018, p.131.

(15) 州の憲章とは、州の統治形態並びに組織及び運営の基本原則を定める文書であり、特別州の場合は、憲法的法律で定められる。

(16) 具体的には、イタリア北部の国境地帯にあるヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州及びフリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州が該当する。

(17) 第18議会期において、実際に、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州選出議員及びヴァッレ・ダオスタ州選出議員5名を含む構成員8名の会派「自治のために」が存在する。“Gruppi parlamentari, XVIII Legislatura (dal 23 marzo 2018).” Senato della Repubblica website <<http://www.senato.it/leg/18/BGT/Schede/Gruppi/Grp.html>>

を代表する会派から一部の政党等が独立する場合や、言語的少数派の代表者等が独立する場合が想定できる。

#### (iv) その他の規定

あわせて、選挙時に所属していた会派と異なる会派に加入した場合、その役職を失うという規定が、従来の上院の理事のみから、副議長と各委員会の指導部（委員長、副委員長及び委員会の理事）まで拡大された（上院規則第13条第1項の2、第27条第3項の2）。これは、当該役職の選出<sup>(18)</sup>が会派に基づいて行われていることを明らかにするものである。

このほか、2017年改正は、終身上院議員に対して、会派に所属しないことを認めた（上院規則第14条第1項）。終身上院議員とは、大統領経験者のほか、社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名を高めた市民から大統領が任命した者（最大5名）である。

## 2 委員会審査に関する見直し

### (1) 従来の規定

イタリア議会においても、国会議員又は政府等から提出された法律案は、まず、所管の委員会で審査が行われ、続いて、本会議で審議され、可決又は否決が決定されるのが通常の立法手続である。しかし、場合により、本会議での審議を簡略化又は省略することができる。こうした本会議との審議分担の観点から、上院規則は、委員会（所管委員会）の審査類型を、報告会議（sede referente）、起案会議（sede redigente）及び議決会議（sede deliberante）の3つに区分している<sup>(19)</sup>。これをまとめると、表2のとおりである。

表2 委員会の審査類型ごとの委員会と本会議の審議分担

	所管委員会	本会議
報告会議	法律案の全体及び各条について審査を行い、その結果を口頭又は書面で本会議に報告する。	一般討議、各条及び関連修正案に対する審議・表決、法律案全体に対する最終表決を行う。
起案会議	法律案の全体及び各条について審査を行い、その条文を確定する。	条文の修正を行うことはできず、法律案全体に対する最終表決のみを行う。
議決会議	法律案の全体及び各条について審査を行い、その議決が議院の最終決定となる。	審議なし。

（出典）上院規則を基に筆者作成。

こうした審査類型のうち、我が国において一般的に想定されている委員会審査に相当するのは、報告会議の際の委員会審査である。これに対して、議決会議の場合、委員会の議決後、法

(18) 副議長（4名）及び理事（8名）の選挙は、上院選挙後、議長選挙に続いて、財務担当理事（3名）の選挙と併せて行われる。そこでは、各上院議員が副議長2名、財務担当理事2名、理事4名の氏名を記入して投票し、投票の最多数を得た者が当選者となる（上院規則第5条第2項）。また、副委員長（2名）及び委員会の理事（2名）の選挙も、各委員会の最初の会議において、各委員が副委員長1名、委員会の理事1名の氏名を記入して投票し、投票の最多数を得た者が当選者となる（同第27条第1項、第3項）。委員長の選挙の場合、原則として、委員の過半数の得票が必要である（同第27条第2項）。

(19) 以下、本節で述べる委員会の審査類型及び本会議との審議分担は、2017年改正が施行されるまで、上下両院において同様であった。ただし、上院における「議決会議」に対応する下院の会議は「立法会議」と呼称されている。また、所管委員会の場合以外の審査類型として、付託された法律案等について他の委員会（所管委員会）に意見を表明するための諮問会議（sede consultiva）がある。

律案は本会議を経ることなく、他院に送付されるか、又は、公布のために大統領に送付される。このように、委員会だけで法律案を審査及び議決することを、委員会立法と言う。

ただし、憲法及び選挙に関する事項の法律案、立法の委任に関する法律案、緊急法律命令の法律転換<sup>(20)</sup>に関する法律案、国際条約の批准の承認に関する法律案、予算及び決算の承認に関する法律案、大統領から再議が求められた法律案は、本会議における審議及び議決が必須である（憲法第72条第4項、上院規則第35条第1項）。また、議決会議に際して、政府、上下各院議員の10分の1又は所管委員会の委員の5分の1の反対があれば、本会議による審議が求められる（憲法第72条第3項、上院規則第35条第2項）。こうした制約もあり、委員会の議決のみで可決された法律案の割合は必ずしも高くない。第17議会期冒頭の42か月間を例にとれば、両院合わせて5.6%（14件）にとどまっており、その他は全て、報告会議としての委員会を通過している<sup>(21)</sup>。

## (2) 委員会審査の拡充—議会審議の迅速化—

2017年決定第2条は、憲法第72条第4項等により本会議での審議等が必須である重要な法律案を除いて、法律案は、委員会の議決会議又は起案会議に付託することを原則とするよう改めた（上院規則第34条第1項の2）。これまでは、上記重要法律案（憲法関連法律案等）以外の法律案については、議決会議に付託することが可能という規定があるのみで、2の（1）に記したとおり、実際には報告会議が原則となっていた<sup>(22)</sup>。さらに、2017年改正は、本会議における審議等が義務付けられる対象に、「財政に関する法律案」を追加した（上院規則第35条第1項）。

また、議決会議又は起案会議から、報告会議に再付託する場合<sup>(23)</sup>について、会派長会議が委員会審査終結の期限を定める規定を新設した（同第35条第2項、第36条第3項）。このほか、政府による報告に関して、各委員会でその所管事項に関する報告は認められるものの、首相による報告は委員会ではなく本会議でのみ行うよう改めた（同第46条第1項、第105条第1項の2）<sup>(24)</sup>。こうした議会審議の迅速化に向けた規定の背景には、従来、効率的とは言えない議会審議に代わり、緊急法律命令の多用を始めとする政府の過剰とも言える権限行使により、政策の迅速な実現が図られてきた<sup>(25)</sup>ことがある。

他方、上述の改正と均衡を取るため、委員会が起案会議の場合に、本会議は、法律案全体に関する最終表決だけではなく、各条に対する表決も行うように改めた（同第36条第1項）。この改正により、本会議は、法律案全体に対する賛否だけではなく、（修正はできないものの）各

(20) 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、議会により法律に転換されなければ失効する。

(21) Camera dei Deputati, *Rapporto 2015-2016 sulla legislazione tra Stato, Regioni e Unione europea*, volume secondo, p.338. <[http://www.camera.it/application/xmanager/projects/leg17/file/RAPPORTO\\_SULLA\\_LEGISLAZIONE\\_2015-2016\\_VOLUME\\_II.pdf](http://www.camera.it/application/xmanager/projects/leg17/file/RAPPORTO_SULLA_LEGISLAZIONE_2015-2016_VOLUME_II.pdf)> ただし、かつては委員会のみによる法律案可決の割合は高く、例えば、第10議会期（1987～1992年）において、両院とも本会議で可決された法律案は、全体の43.2%であり、両院とも委員会のみで可決した法律案が51.7%、いずれかの院において委員会のみで可決した法律案が5.1%であった。Giliberto Capano e Marco Giuliani (a cura di), *Parlamento e processo legislativo in Italia*, Bologna: Il Mulino, 2001, p.35. このように、委員会立法が減少した理由としては、1990年代半ば以降、①小選挙区制中心の選挙制度導入により二大政党連合制化が進み、与野党間の妥協が以前より困難になったこと、②委任立法や緊急法律命令転換法律のように本会議での審議等が義務付けられている法律が重要性を増したこと等が挙げられる。なお、起案会議は、以前から使用されることが少なかった。Gianniti e Lupo, *op.cit.*(14), p.273.

(22) 上記重要法律案に関しては、報告会議に付託されるという意味において、2017年改正の前後で変更はない。

(23) 報告会議に再付託された場合、その後には本会議で審議等が行われることが想定される。

(24) 上院規則第105条の改正は、2017年決定第3条第1項r)号によるものである。

(25) 詳細に関しては、例えば、芦田 前掲注(1)を参照。

条文に対する賛否を示すことができるようになった。

このほか、従来は非公開とされてきた報告会議及び諮問会議<sup>(26)</sup>について、委員会の要求に基づき、別の場所で記者又は公衆が視聴できるよう上院議長が措置することを可能にした（同第33条第3項、第4項）。

### 3 議事の合理化等に関する見直し

本節では、2017年決定第3条を中心とした、議事の合理化等に関する規定を取り上げる。

#### (1) 活動の主体としての会派の重視

従来、特定議題を討議すべきではないという先決動議と、討議又は議決を延期すべきであるという停止動議は、討議の開始前に1名の上院議員（つまり、各上院議員）から提出することができた。これに対して、2017年決定は、当該動議の提出主体を「会派ごとに」1名の上院議員と制限している。また、表決方法を挙手投票から同時記名投票（電子投票）に改めることで、定足数の確認とともに個々の議員の投票を明らかにし、厳格化している（上院規則第93条第1項、第5項）。

同様に、法律案の最終表決の前に、形式上の訂正及び調整等を提案できる主体を、1名の上院議員から、会派ごとに1名の上院議員へと改め、当該提案の表決方法を挙手投票から同時記名投票に改めている（同第103条第1項、第5項）。

さらに、逐条審査に移行しない提案に関しても、従来は、法律案の逐条審査の開始前に、1名の上院議員から提出できたのに対して、改正後は、提出主体を会派ごとに1名の上院議員と改めている（同第96条第1項）。

また、表決方法に関して、上院規則は、挙手投票を原則とし、記名投票又は秘密投票を例外としてきた。従来は、記名投票については、15名の上院議員による要求、秘密投票については、20名の上院議員による要求がそれぞれ必要とされていた。これに対して、記名投票及び秘密投票について、個別に又は合計して上述の議員数と構成員数が同数になる会派の長によっても要求することができることと改められた（同第113条第2項）。

#### (2) 委員会の活動時間の確保

2017年決定は、1か月当たり2週間を、本会議と重複しないよう委員会の活動に配分することとした（上院規則第53条第2項）。それまでは、議事計画の単位である2か月のうち、単に、4週間を委員会の活動に、3週間を本会議の活動に、1週間を会派と議員個人の活動に配分すると定めていた。

#### (3) 発言時間の制限強化

2017年決定は、一般討議における各議員の発言時間の上限を、20分間から10分間に変更している（上院規則第89条第1項）<sup>(27)</sup>。あわせて、上院議長が各会派1名まで認めることのできる発言時間の延長の上限も、60分間から30分間に変更した。また、①議院規則、議事日程、討議又は表決の順序に関する異議がある場合の発言の上限時間を1件当たり10分間から5分間

(26) 諮問会議に関しては、前掲注(19)を参照。

(27) 以下の発言時間の上限は、本会議のほか、委員会にも適用される（上院規則第89条第3項）。



に、②一般討議の即時終局に異議がある場合の発言の上限時間を1件当たり10分間から3分間に、③投票に際しての立場の宣言に係る発言の上限時間を1件当たり10分間から5分間（上院議長が特に認めた場合の当該時間は15分間から10分間）に、それぞれ変更した（同第92条第2項、第99条第3項、第109条第2項）。さらに、法律案の修正案に関する討議において、1件当たり5分間という発言時間の上限を設けたほか、修正案提出者以外の上院議員の発言については、会派ごとに1名までと限定した（同第100条第9項）。

#### (4) 「過半数」算定方法の見直し

上院における決定は、原則として「賛成又は反対の投票を行う者」の過半数で行うこととし、棄権票を反対に算入しないよう改めた（上院規則第107条第1項）。これは、下院規則の同様の規定（第48条第2項）<sup>(28)</sup>との調和を図るための改正で、従来の上院規則は、（棄権者を含む）「投票に参加する者」の過半数で決定が行われると定めていた。ただし、棄権票を投じた議員も、定足数には含まれる（上院規則第107条第2項の2）。

#### (5) 人民発案に係る審査期限の設定

イタリアでは、5万人以上の選挙人が条文の形式で作成した草案を提出することにより、国民も法律案の発議をすることができる（いわゆる人民発案。憲法第71条第2項）<sup>(29)</sup>。こうして発議された法律案については、従来、所管委員会が付託後1か月以内に審査を開始しなければならないと規定されていた。2017年決定は、これに加えて、当該委員会が付託後3か月以内に審査を終えなければならないと定めた（上院規則第74条第3項）。

#### (6) クエスチョン・タイム制度の見直し

緊急かつ重要な問題に対して政府の代表者が本会議において対面で答弁を行う、「緊急答弁を要する質問」（いわゆる「クエスチョン・タイム」）制度も、全面的な見直しが行われた（上院規則第151条の2）。主な変更点は、①開催頻度が「少なくとも1か月に1回」から、「各週に1回」となったこと、②答弁者（首相、副首相又は担当閣僚）について、「少なくとも2か月に1回」は首相が出席することを義務付けたこと、③答弁者（政府）側は冒頭に10分間発言できるという規定を削除したこと、④各質問時間の上限は1分間、質問者の反論時間の上限は3分間であったのに対して、それぞれ3分間と2分間に改めたこと、⑤同じ会派の別の議員にも反論を認めたこと、⑥委員会においても同様の質問ができるようにしたことである<sup>(30)</sup>。

### 4 他の法律改正に伴う文言の見直し

2017年決定第4条は、予算制度改革や、国内法をEU法に適合させるための手続の見直し等

(28) 現行下院規則については、Camera dei Deputati, *Regolamento della Camera dei Deputati*. <[http://www.camera.it/application/xmanager/projects/leg18/file/conoscere\\_la\\_camera/DA\\_SITO\\_25\\_settembre\\_2012.pdf](http://www.camera.it/application/xmanager/projects/leg18/file/conoscere_la_camera/DA_SITO_25_settembre_2012.pdf)> を参照。

(29) 第17議会期において、人民発案による法律案は、43件であった。なお、同時期の議員提出法律案は6,896件、政府提出法律案は412件であった。“Statistiche sull’attività legislativa, XVII Legislatura (dal 15 marzo 2013).” Senato della Repubblica website <<http://www.senato.it/leg/17/BGT/Schede/Statistiche/Iniziativa//DDLPerIniziativa.html>>

(30) 改正後の当該制度は、週1回という開催頻度を始め、下院のクエスチョン・タイム制度に近付いた。ただし、下院には首相の出席を義務付ける規定がないこと、下院では各質問時間の上限が1分間であることなどが異なっている。なお、首相の出席を義務付ける規定が設けられた背景には、クエスチョン・タイム制度全般に関して、首相の欠席や、しばしば議会担当大臣が担当閣僚の代理を務める等の問題が生じていたことが挙げられる。

を踏まえ、上院規則の文言の調整を行う規定である。

前者に関しては、主として、歳入歳出の増減を伴う新たな授権法の制定又は既存の授権法の改正等を含む包括法である「財政法 (legge finanziaria)」(1979～2010 年度) 及びその後継である「安定法 (legge di stabilità)」(2011～2016 年度) が、2017 年度から、予算法の一部として取り込まれ、「財政法」(及び「安定法」という法形式がなくなったこと<sup>(31)</sup>)を反映した改正(具体的には、「財政法(律案)」という文言の削除等)が行われている。

後者に関しては、1989 年法律第 86 号「共同体の立法手続へのイタリアの参加及び共同体による義務の履行手続に関する一般規定」<sup>(32)</sup>により導入された「共同体法律 (legge comunitaria)」が、2012 年法律第 234 号「欧州連合の法令及び政策の形成及び実施へのイタリアの参加に関する一般規定」<sup>(33)</sup>により、「欧州法律 (legge europea)」と「欧州委任法律 (legge di delegazione europea)」に再編されたことに対応する改正である。1989 年法律第 86 号による共同体法律とは、①イタリアの EC 参加により生じる義務と対立する現行規定を修正又は削除する規定、②欧州理事会又は欧州委員会の法令を実施する又はその適用を保障するのに必要な規定、③政府に EC 指令又は勧告を規則レベルで実施する権限を与える規定を、毎年、包括的に制定するための法律であった。これに対して、欧州法律はイタリアの EU 参加から生じる義務の実施を目的とした法律であり、欧州委任法律は EU 指令等を受容するための法律と定義されている<sup>(34)</sup>。

## おわりに

2017 年決定による上院規則改正の要点をまとめれば、次のとおりとなる。①議院運営の基盤である会派の安定を図るべく、原則として、会派を選挙時の政党等と一致するものとした。あわせて、議会期中の会派変更を抑制する規定や、議院運営における会派の比重をより高める趣旨の規定も設けた。②従来の法律案審議における本会議と委員会の審議分担を見直しつつ、条文の確定や法律案の可決における委員会の役割を拡充した。③発言時間の短縮や審査期限の設定等を通じ、議事の合理化を図った。④予算制度改革や、国内法を EU 法に適合させるための手続の見直し等を踏まえ、上院規則の文言を全体的に調整した。

こうした改正には、決定を行う際の過半数の算定方法のように下院規則の規定と調和を図るものも含まれている。しかし、会派結成の要件や、委員会審査の種類のうちどれを基本とするかという重要な事項について、上院と同様の改正が下院では見送られたため、両院間で差がある事態を招くこととなった。これは、権限が対等な二院制を採るイタリアにおいて、今後の運用に大きな影響を及ぼす可能性がある。

(あしだ じゅん)

(31) 予算制度改革の詳細に関しては、萩原真由美「イタリアの国家予算制度—近年の制度改革を反映して—」『レファレンス』806号, 2018.3, pp.73-94. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11054852\\_po\\_080604.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11054852_po_080604.pdf?contentNo=1)>を参照。

(32) L. 9 marzo 1989, n. 86, Norme generali sulla partecipazione dell'Italia al processo normativo comunitario e sulle procedure di esecuzione degli obblighi comunitari. 後述する法律とともに、法律の条文は、イタリア共和国の現行法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

(33) L. 24 dicembre 2012, n. 234, Norme generali sulla partecipazione dell'Italia alla formazione e all'attuazione della normativa e delle politiche dell'Unione europea.

(34) 共同体法律は、1990 年から 2011 年にかけて 18 件が制定されており、欧州法律及び欧州委任法律は 2013 年から 2017 年にかけて各 5 件が制定されている。

## 2017年12月20日決定「上院規則の組織的改正」

Delibera 20 dicembre 2017. Riforma organica del Regolamento del Senato.

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳訳

### 【目次】

- 第1条 会派に関する規定
- 第2条 常任委員会に関する規定
- 第3条 議事の簡素化及び合理化に関する規定
- 第4条 調整のための規定
- 第5条 末尾規定
- 第6条 施行

共和国上院は、2017年12月20日、その構成員の絶対的過半数により、次の決定を行った。

### 第1条 会派に関する規定

1. 第5条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条の2、第18条、第19条、第21条及び第27条について、次のとおり改める。
  - a) 第5条<sup>(1)</sup>第2項の4は、削除する。
  - b) 第12条<sup>(2)</sup>第2項の後に、次の項を加える。「2-2. 議長団評議会は、上院議員が、その任務を遂行する際に従わなければならない原則及び規定を定めた行為規範を定める。」
  - c) 第13条<sup>(3)</sup>の末尾に、次の項を加える。「1-2. 選挙の際に所属していた会派と異なる会派に加入する副議長及び理事は、その職を失う。この規定は、出身会派から除名された場合、又は、[会派の] 解散若しくは他の会派と合併した場合には、適用しない。」

---

\* この翻訳は、“Delibera 20 dicembre 2017, Riforma organica del Regolamento del Senato,” *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 159(15), 19 gennaio 2018, pp.1-8 を訳出したものである。訳文中 [ ] は訳者が原語又は訳文を補記したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月14日である。

- (1) 第5条は、議長とともに議長団を構成する副議長（4名）、財務担当理事（3名）及び理事（8名）の選挙について規定している。副議長、財務担当理事及び理事の選挙は、上院選挙後、議長選挙に続いて行われる。同条第2項の4は、理事が、選挙時に所属していた会派と異なる会派に入った場合、理事職を失うことを規定するものであった。以下、現行上院規則については、Senato della Repubblica, *Costituzione della Repubblica: Regolamento del Senato*, 2018. <[http://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Costituzione\\_e\\_Regolamento\\_Senato\\_2018.pdf](http://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Costituzione_e_Regolamento_Senato_2018.pdf)> を、2017年決定による改正前の上院規則については、Senato della Repubblica, *Regolamento del Senato*. <[https://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Regolamento\\_testo\\_completo.pdf](https://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Regolamento_testo_completo.pdf)> を参照した。また、上院規則の翻訳に当たっては、衆議院議事部資料課 [訳編] 『イタリア共和国議会下院規則・上院規則』1985を参照した。
- (2) 第12条は、議長団評議会在が、上院の予算管理、図書館規則・歴史的文書館規則の承認、議員の懲罰、議長の提案に基づく事務総長の任命、内規の承認等の権限を有するとし（第1項）、議員の戒告等に関わる議長団評議会の会議には、同評議会に代表を持たない会派の長も参加する旨を規定している（第2項）。なお、議長団評議会とは、上院選挙後に選出された常設の議長団を指す（上院規則第7条）。議長団は、議長、副議長、財務担当理事及び理事から構成される（同第5条第1項）。
- (3) 第13条は、政府の構成員に任命された上院議員が議長団構成員の資格を失うと規定している。

d) 第 14 条<sup>(4)</sup>について、次のとおり改める。

- 1) 第 1 項の末尾に、次の文を加える。「職務による終身上院議員及び終身上院議員<sup>(5)</sup>は、その正当な自律性の範囲内で、いかなる会派にも加わらないことが認められる。」
- 2) 第 4 項第 1 文に、次の語を加える。「同一の政党標識 [シンボルマーク] の下に自身の候補者を上院選挙に擁立し、上院議員を当選させた、一の政党又は政治運動を [各会派は] 代表しなければならず、複数の政党又は政治運動の結合の結果生じたものを含む。複数の政党又は政治運動が連結して同一の政党標識の下に候補者名簿を選挙 [の際] に提出した場合には、当該名簿に関して、全ての [連結した] 政党又は政治運動を総合的に代表する単独の会派を構成することができる。合同して又は連結して選挙に参加した各政党又は各政治運動に対応していれば、10 名以上の上院議員により、独立した会派を構成することができる」
- 3) 第 5 項について、次のとおり改める。「5. 法律で認められた言語的少数派に所属し、当該少数派が居住する州で選出された上院議員、及び、憲法第 116 条第 1 項に規定する州であって、その憲章で言語的少数派の保護を定めるものにおいて選出された上院議員は、5 名以上の構成員から成る会派を構成することができる。」
- 4) 第 6 項について、「定められた議長団評議会の権能を除いて」の語を「規定する場合を除いて」に改める。

e) 第 15 条<sup>(6)</sup>について、次のとおり改める。

- 1) 第 2 項第 1 文について、「上院の」の語の後に「、その名称及びその後の全ての [名称] 変更、並びに」を加える。
- 2) 第 3 項の冒頭に「第 14 条第 4 項第 3 文及び第 5 項に規定する場合を除き、」の語を加え、第 3 項の末尾に「、既存の会派の統合によって生じた場合のみ」の語を加える。

f) 第 16 条の 2<sup>(7)</sup>について、次のとおり改める。

- 1) 第 9 項末文を削る。
- 2) 第 10 項について、次のとおり改める。「10. ある会派が、次議会期において設立され

---

(4) 第 14 条は、会派の構成について規定している。このうち、2017 年改正以前において、同条第 1 項は、全てのの上院議員がいずれかの会派に所属しなければならないこと、同条第 4 項は、会派が上院議員 10 名以上で構成されなければならない、会派に所属する意思を表明しなかった議員は混合会派を構成することをそれぞれ規定していた。これに対して、同条第 5 項は、議長団評議会が、会派に所属する議員が 10 名以下であっても、①国内において組織された政党又は政治運動で、上院選挙において同一の政党標識 (シンボルマーク) の下に少なくとも 15 州で候補者名簿を提出し、かつ、少なくとも 3 州で当選者を出したものを代表している会派で、②別のシンボルマークの下で当選した者を含め、5 名以上の上院議員が所属するものを認可できると規定するものであった。また、同条第 6 項は、議会期中に会派の所属議員数が下限の 10 名を下回った場合に、同条第 5 項に規定する場合を除いて、当該会派が解散を宣告される旨の規定であり、第 6 項改正は、第 5 項改正に伴う文言の修正である。

(5) 職務による終身上院議員とは、大統領経験者のことである。このほか、社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名を高めた市民が最大 5 名、終身上院議員として存在する (大統領が任命)。

(6) 第 15 条は、会派の招集及び組織について規定しており、2017 年改正により、同条第 2 項第 1 文は「各会派は、その名称及びその後の全ての [名称] 変更、並びに、第 1 項に基づき招集される会派総会において選任された会派長により署名された構成員名簿を上院議長に提出することにより設立される」(下線部が追加又は改正箇所。以下同じ) となり、同条第 3 項は「第 14 条第 4 項第 3 文及び第 5 項に規定する場合を除き、新しい会派は、既存の会派の統合によって生じた場合のみ、議会期中に、これを設立することができる」と改められた。なお、以下、イタリア語と日本語の構造の差異により、原文と訳文では文言の挿入される箇所が異なったり、改め文にある「~の」の語が訳文全体では省略される場合等がある。

(7) 第 16 条の 2 は、会派の会計及び財政管理について規定しており、同条第 9 項末文は、議会期末又は会派解散時に、各会派に受領された資金が所定の目的のために使い切られていなかった場合に、議長団評議会が残額返還の期限及び方法を定めること、同条第 10 項は、前項の規定を受け、返還された資金の用途等を規定するものであった。

ない場合には、臨時の支出及び争訟に対応するための準備金を例外として、上院の予算に剰余金を返還することとする。次議会期において、前議会期において付されていた名称と部分的に異なる名称を持つ会派も、いかなる場合であれ、関係する各会派の長の事前同意を得て、[前議会期における会派が]再設立されたものと見なす。再設立された会派が、前議会期の会派の財産を引き継ごうとする場合、当該会派の長及び会計責任者により、前議会期の会派の債務を引き受けるのにふさわしい準備金を設けなければならない。」

g) 第18条<sup>(8)</sup>について、次のとおり改める。

- 1) 第1項について、「上院議員」の語の後に「本会議における全ての会派の構成比を可能な限り反映した形で、」を加える。
- 2) 第2項について、「4」の語を「2」に改める。
- 3) 第3項の後に、次の項を加える。「3-2. その構成員が上院議員数の3分の1以上に相当する一又は複数の会派の長が、規則の解釈の問題を提出した場合、議長は、当該問題を審査会に付す。」

h) 第19条<sup>(9)</sup>第1項の末尾に、「反対会派に所属する」の語を加える。

i) 第21条<sup>(10)</sup>第3項の末尾に、「及び多数派と反対派の関係」の語を加える。

j) 第27条<sup>(11)</sup>第3項の後に、次の項を加える。「3-2. 選挙の際に所属していた会派と異なる会派に加入する[委員会]指導部の構成員は、その職を失う。この規定は、出身会派から除名された場合、又は、[会派の]解散若しくは他の会派と合併した場合には、適用しない。」

## 第2条 常任委員会に関する規定

1. 第21条、第22条、第23条、第28条、第33条、第34条、第35条、第36条、第40条、第42条、第43条、第46条、第47条及び第144条について、次のとおり改める。

a) 第21条<sup>(12)</sup>について、次のとおり改める。

(8) 第18条は、規則審査会について規定しており、2017年改正により、同条第1項は「規則審査会は、本会議における全ての会派の構成比を可能な限り反映した形で、上院議員10名をもって構成し、議長が会長を務める」となり、同条第2項は「議長は、状況を勘案し審査会の意見を聴取した後、その代表性を高めるため、2名を超えない委員を審査会に加えることができる」と改められた。また、同条第3項は、上院規則改正の発議、同規則改正案の審議、同規則の解釈に関する意見表明という、規則審査会の任務を規定している。

(9) 第19条は、選挙及び議員特権審査会について規定しており、2017年改正により、同条第1項は「選挙及び議員特権審査会は、上院議員23名をもって構成し、同審査会が反対会派に所属する構成員の中から選出する者が会長を務める」と改められた。

(10) 第21条は、常任委員会の構成及び改組について規定しており、2017年改正により、同条第3項は「第1項に定める配分の後、[常任委員会の委員に]選任されなかった上院議員は、所属会派の提案に基づき、上院議長により、各委員会が全会派の勢力比及び多数派と反対派の間の関係を可能な限り反映するよう、各常任委員会に配属される」と改められた。なお、同条の改正については、後掲注(12)も参照。

(11) 第27条は、委員長、副委員長2名及び理事2名から成る委員会指導部の選挙について規定しており、このうち、同条第3項は、副委員長及び理事の選出方法について規定するものである。

(12) 2017年改正により、第21条第1項は「各会派は、その設立から5日以内に、構成員14名につき1名の割合で、第22条に規定する各常任委員会における自派の代表を選任し、これを上院議長団に届け出る」、同条第4項は「上院議員が政府の構成員に任命されたときは、その任期中、同一会派の上院議員が委員を代行し、[代行する上院議員は]本来所属していた委員会にも引き続き所属する。各委員会において政府を代表する上院議員は、その所属会派が前文に基づいて指名した上院議員を含む、当該会派の[他の]上院議員を代行することができる」、同条第5項は「第2項及び第4項に定める場合を除き、上院議員は、2以上の常任委員会の委員に選任されることはできない」と改められた。また、同条第4項の2は、他の常任委員会と兼務できるという例外を始め、第14(欧州連合政策)常任委員会について規定するものであった。こうした第14常任委員会に関する特別の規定は、欧州連合(欧州共同体)政策に関する機関が、他の大半の常任委員会と異なり、当初、審査会として設けられ、2003年に常任委員会に格上げされたという経緯に基づいている。なお、第21条の改正については、前掲注(10)も参照。

- 1) 第1項について、「13」の語を「14」に改め、「第4項の2に規定する場合を除き」の語を削る。
  - 2) 第4項について、「又は第14委員会の長に選出された」の語を削り、末尾に次の文を加える。「各委員会において政府を代表する上院議員は、その所属会派が前文に基づいて指名した上院議員を含む、当該会派の〔他の〕上院議員を代行することができる。」
  - 3) 第4項の2は、削除する。
  - 4) 第5項について、「第2項、第4項及び第4項の2」の語を「第2項及び第4項」に改める。
- b) 第22条<sup>(13)</sup>第1項について、「第11 労働」の語の後に「公的及び私的」を加える。
  - c) 第23条<sup>(14)</sup>について、次のとおり改める。
    - 1) 第1項について、「共同体〔レベルで〕の〔複数形〕」の語を「欧州〔レベルで〕の」に改め、「共同体の〔単数形〕」の語を「欧州連合の」に改め、「共同体に関する事項に」の語を「欧州に関する事項に」に改める。
    - 2) 第2項について、「共同体〔法律案〕」の語を「欧州〔法律案〕及び欧州委任〔法律案〕、並びに、同様の内容を有するその他の法律案であって、欧州連合加盟により生じる義務の実施及び欧州連合司法裁判所の判決の履行のための緊急措置に関するものについて」に改める。
    - 3) 第3項について、「共同体の規定」の語を「欧州連合の規定」に改め、「共同体法〔norme comunitarie〕」の語を「欧州連合法」に改める。
  - d) 第28条<sup>(15)</sup>第1項第1文について、「及び〔法律案〕の各条の議決」の語を「〔法律案〕の」に改め、「最終表決のために」の語を「各条の表決及び最終表決のために」に改め、同項第2文について、「聴取又は討議し」の後に「報告又は」を加える。
  - e) 第33条<sup>(16)</sup>第3項を削り、同条第4項を次のとおり改める。「4. 上院議長は、委員会の要求に基づき、記者又は公衆が、別の場所で視聴覚装置を介して、会議の実施を視聴することができるよう措置することができる。」
  - f) 第34条<sup>(17)</sup>第1項の後に、次の項を加える。「1-2. 法律案は、原則として、第35条に基づく議決会議又は第36条に基づく起案会議に付託する。」

---

(13) 第22条は、各常任委員会の所管について規定しており、第1項第11号は、2017年改正により、「公的及び私的労働、社会保障」と改められた。

(14) 第23条は、欧州連合政策委員会の構成、任務等について規定しており、2017年改正は、同条第2項を「〔欧州連合政策〕委員会は、欧州法律案及び欧州委任法律案、並びに、同様の内容を有するその他の法律案であって、欧州連合加盟により生じる義務の実施及び欧州連合司法裁判所の判決の履行のための緊急措置に関するものについて報告する権限を有する」と改めた。また、その他の箇所について、「(欧州) 共同体の」という文言を、実態(解釈)に合わせて、「欧州の」又は「欧州連合の」と改めている。

(15) 第28条は、委員会の各種会議について規定しており、2017年改正により、「委員会は、〔次の目的のために〕集会する。議決会議において、法律案を審査し、議決するため。起案会議において、法律案を審査し、これを各条の表決及び最終表決のために本会議に提出するため。報告会議において、本会議に報告すべき法律案又は議案〔affari〕を審査するため。諮問会議において、他委員会に付託された法律案又は議案につき意見を表明するため。そのほか、委員会は、本会議に報告を要しない議案を審査又は議決し、質問を実施し、政府の報告又は通知を聴取又は討議し、情報を取得し、公聴会を開催するために集会する」と改められた。

(16) 第33条は、委員会の議事の公開に関する規定で、同条第3項は報告会議及び諮問会議が非公開で実施されることを規定していた。また、同条第4項の改正は、同条第3項の削除を受けて、対象を報告会議及び諮問会議にも拡大するとともに、記者又は公衆の視聴に関する委員会の要求に関して「24時間以上前」に行うという要件を廃止した。

(17) 第34条は、法律案及び議案の委員会付託について規定しており、そのうち、同条第1項は、上院議長が、所管の常任委員会又は特別委員会に法律案及び各委員会が上院規則に基づき意見を表明すべき議案を付託し、それを議院に通知すること等を規定している。

- g) 第35条<sup>(18)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第1項について、「予算及び決算」の語の後に「並びに第126条の2に規定する法律案」を加える。
  - 2) 第2項の末尾に、次の文を加える。「法律案を報告会議に再付託する場合、会派長会議は、委員会審査終結の期限を定める。」
- h) 第36条<sup>(19)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第1項について、「各条の議決のため」の語を削り、「最終表決」の語を「各条の表決及び最終表決 [を行う権限]」に改める。
  - 2) 第3項の末尾に、次の文を加える。「法律案を報告会議に再付託する場合、会派長会議は、委員会審査終結の期限を定める。」
- i) 第40条<sup>(20)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第1項について、「共同体の」の語を「欧州連合の」に改める。
  - 2) 第11項について、「単年度及び複数年度の [ ] [ ] 並びに財政法に」の語を削る。
- j) 第42条<sup>(21)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第2項について、「及び可決する」の語を削る。
  - 2) 第4項について、「可決」の語を「審査」に改める。
  - 3) 第5項について、「最終的な可決」の語の前に「各条の表決及び」を加える。
- k) 第43条<sup>(22)</sup>第3項の2について、「所属する」の後の「[第14委員会に] も」の語を削り、「第14常任委員会」の語を「当該委員会」に改める。
- l) 第46条<sup>(23)</sup>について、次のとおり改める。

(18) 第35条は、委員会の議決会議への付託に関する規定で、同条第1項は、本会議における討議及び表決を義務付けられている列挙された法律案を除き、議長は、議院に通知した後、各法律案を、本会議に報告する権限を有する常任委員会又は特別委員会の議決に付することができることと規定している。2017年改正は、この本会議における討議等が義務付けられる対象を拡大するものである。また、同条第2項は、法律案が本会議に返付される場合の要件等に関する規定である。

(19) 第36条は、委員会の起案会議への付託に関する規定で、2017年改正により、同条第1項は「第35条第1項に規定する場合を除き、議長は、議院に通知した後、第109条第2項に規定する方法及び限度に従い投票宣言のみによる各条の表決及び最終表決 [を行う権限] を本会議に留保したまま、法律案を、常任委員会又は特別委員会の起案会議に付託することができる」と改められた。

(20) 第40条は、第14(欧州連合政策)常任委員会や第5(経済計画、予算)常任委員会を始めとした各委員会に意見を求めなければならない場合等について規定している。同条第11項に関する2017年改正は、「単年度及び複数年度の予算法並びに財政法に定められた目的と異なる目的のために」という部分を、「予算法に定められた目的と異なる目的のために」と改めるものである。この改正は、歳入歳出の増減を伴う新たな授權法の制定又は既存の授權法の改正等を含む包括法である「財政法 (legge finanziaria)」（1979～2010年度）及びその後継である「安定法 (legge di stabilità)」（2011～2016年度）が、2017年度から、予算法の一部として取り込まれ、「財政法」（及び「安定法」という法形式がなくなったことを反映したものである。こうした予算制度改革の詳細に関しては、萩原真由美「イタリアの国家予算制度—近年の制度改革を反映して—」『レファレンス』806号、2018.3, pp.73-94. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11054852\\_po\\_080604.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11054852_po_080604.pdf?contentNo=1)> を参照。また、同条第1項に関する改正の趣旨については、前掲注(14)を参照。

(21) 第42条は、委員会の起案会議における手続と、その後の本会議における法律案の最終表決について規定している。2017年改正は、起案会議の場合の委員会と本会議の審議分担を見直し、改正前は、委員会で法律案の各条について審査と表決を行い、その後の本会議で法律案全体の表決を行っていたのに対して、改正後は、委員会で法律案の審査を行い、その後の本会議で法律案の各条と全体について表決を行うこととした。

(22) 第43条は、委員会の報告会議における手続を規定しており、同条に関する2017年改正は、第14(欧州連合政策)常任委員会と他の常任委員会との兼務に関する規定を削除したこと(前掲注(12)参照。)等を受けた形式的なものである。

(23) 第46条は、委員会が、その所管事項に関係する問題について情報又は説明を政府代表に要求する権利を有すること(第1項)、委員会が、法律の施行等について報告するよう政府代表に要求できること(第2項)、政府代表が、発言のため委員会の会議に出席できること(第3項)等を規定している。2017年改正は、委員会には、両院合同で開催されるものも含むこととし(第1項及び第3項)、また、第2項の要求を行う主体が委員会であることを明示した。

- 1) 第1項の末尾に、次の文を加える。「政府の報告は、第105条第1項の2で規定する報告を除き、両院合同で開催される場合も含む委員会において行われる。」
- 2) 第2項の冒頭に、「委員会は」の語を加える。
- 3) 第3項の末尾に、「両院合同で開催される場合も含む」の語を加える。
- m) 第47条<sup>(24)</sup>の末尾に、次の項を加える。「1-2. 委員会に付された政府による[人事の]指名に対する意見[をとりまとめるの]に関して、当該委員会は、政府により提示された候補者の意見聴取を行うことができる。意見聴取は、両院合同で開催することができる。」
- n) 第6章<sup>(25)</sup>の見出しの「欧州共同体問題審査会」の語を削る。
- o) 第144条<sup>(26)</sup>について、次のとおり改める。
  - 1) 第1項第1文について、「第2項の2」の語の後に「欧州連合の機関から送付されたその他の決定」を加え、「共同体の[複数形]」の語を「欧州の」に改め、「共同体の[単数形]」の語を「欧州連合の」に改め、第2文について、次のとおり改める。「第14常任委員会は、その意見を表明することを求められなければならない、その意見は、所管の委員会の文書に添付される。」
  - 2) 第1項の後に、次の項を加える。「1-2. 欧州連合の立法案は、その事項について権限を有する委員会に付託される。欧州諸条約に合致して補完性及び比例性の原則が遵守されているかの確認は、第14常任委員会が行う。1-3. 第14委員会の要求に基づき、上院議長は、欧州立法手続における議会審議留保の実施のために、第1項及び第1項の2に規定する立法案等の審議開始を政府に通知する。」
  - 3) 第2項の後に、次の項を加える。「2-2. 承認された文書が、欧州連合の立法案又は欧州連合の機関から送付されたその他の決定に関連する場合、上院議長は、さらに、欧州議会、欧州理事会及び欧州委員会の長に、承認された文書を送付する。」
  - 4) 第3項第1文について、「共同体の」の語を「欧州連合の」に改める。
  - 5) 第5項第2文について、「第1に」の語の後に「及び第3に」を加え、同文の「並びに」から末尾までを削る。
  - 6) 第5項の後に、次の項を加える。「5-2. 第1項の2に規定する場合、所管委員会は、補完性原則の違反のおそれを発見したとき、第14常任委員会の審査にこの点を委ねる。第14常任委員会は、上院議長を通じて、第2項の2に規定する機関に意見が送付されるよう、要求することができる。5-3. 第14常任委員会により承認された意見が、欧州

(24) 第47条は、委員会が、付託された法律案及び議案に関して、閣僚に対し、各府省及びその監督下にある法人により、審査中の問題についての情報を補完するのに必要な行政的又は技術的な性格の資料及びデータを提供する措置をとるよう要求できると規定している。

(25) 2017年改正前の第6章の見出しは、「常任委員会、欧州共同体問題審査会、特別委員会及び両院合同委員会」であった。なお、欧州共同体問題審査会は欧州連合政策委員会の前身であり、2003年に同審査会が同委員会へと名称変更した後も、見出しに旧称が残っていたものである。

(26) 第144条は、欧州連合の法令案等の審査に関する規定で、そのうち、同条第1項は、委員会がその所管事項に関し、欧州連合の立法案等に対して意見を表明するために審査を行うこと、同条第2項は、上院議長が、文書を本会議に通知するとともに首相に送付し、下院議長にその旨を通告すること、同条第5項は、一定の場合に、第14(欧州連合政策)常任委員会からの意見等を受領してから15日以内に所管委員会が意見を表明しないときは、第14常任委員会は、上院議長を通じて自身の意見等を政府に送付するよう要求できること、また、第1(憲法問題等)常任委員会及び第3(外務等)常任委員会も、適用される場合は異なるが、同様の権能を持つこと、同条第6項は、委員会が、その審査終了時に、欧州連合の法令等の公布に向けたイタリア政府の活動の特徴付けの原則等を示すための決議を行えることを規定している。第144条に関する2017年改正の大部分は、条項の追加又は文言の形式的修正であるが、同条第5項第2文に関する改正は、第3常任委員会の権能について、所管委員会の審査の際に適用されないようにするものである。



- 連合の立法案による補完性原則違反を発見した場合、政府又は委員会の構成員の5分の1は、問題を本会議で審議するよう求めることができる。第55条第6項を適用する。」
- 7) 第6項について、「共同体の」の語を「欧州連合の」に改める。
- 8) 第6項の後に、次の項を加える。「6-2. この条に規定する欧州連合の立法案に関する決定が有効であるためには、各委員会の委員の過半数が必要である。6-3. 第1項の2に規定する立法案に関して、上院議長は、州及び自治県の立法府の助言を求めることができる。州及び自治県により提出された文書は、所管委員会及び第14委員会に送付される。」

### 第3条 議事の簡素化及び合理化に関する規定

1. 第49条、第53条、第55条、第60条、第74条、第77条、第78条、第89条、第92条、第93条、第96条、第98条、第99条、第100条、第102条、第102条の2、第103条、第105条、第107条、第109条、第113条、第114条、第119条、第151条の2及び第161条について、次のとおり改める。
- a) 第49条<sup>(27)</sup>は、削除する。
- b) 第53条<sup>(28)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第2項について、次のとおり改める。「2. 常任委員会及び特別委員会の議事並びに両院合同委員会の活動には、1か月当たり本会議の議事と重複しない2週間を留保する。両院合同委員会の活動については、下院議長との事前の同意が必要である。」
- 2) 第3項第3文及び第4文について、次のとおり改める。「上院議員の3分の1以上により署名された法律案、[政治]方針に関する文書<sup>(29)</sup>並びに質問及び質疑に関する文書は、当然、それぞれ3か月ごとに1回の割合で、既に論述が始まった議事の直後の議題として、議事計画 [programma dei lavori] に挿入される。」
- c) 第55条<sup>(30)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第2項の末尾に、次の文を加える。「議事スケジュール [calendario] に定められた会議日ごとに、本会議は、原則として1度だけ集会する。」
- 2) 第3項について、「に関して」の語を「[議事スケジュールが全会一致で承認されなかった場合には] 会派ごとに1名の上院議員により、修正の提案を提出することができる。[修正案] に関して」に改める。

(27) 第49条は、経済労働国民会議 (CNEL) に対する意見、研究及び調査の要請と、同会議の意見及び提案の取扱いについて規定するものであった。経済労働国民会議は、法律で定められた事項及び権能に関する、両議院及び政府の諮問機関である (憲法第99条第2項) が、その活動は必ずしも活発でなかったため、2016年憲法改正案では廃止されることとなっていた。ただし、当該憲法改正案が国民投票により否決されたため、経済労働国民会議は存続している。

(28) 第53条は、議事の組織化に関する規定で、2017年改正前の第2項は、2か月のうち、4週を委員会の活動に、3週を本会議の活動に、1週を会派と議員個人の活動に割り当てていた。また、同改正前の第3項第3文及び第4文は、2か月ごとに少なくとも4回の会議が、専ら反対会派の提出した法律案及び文書の審議に割り当てられると規定するものであった。

(29) 具体的には、動議、決議及び議事日程を指す。なお、議事日程には、1日を単位として議事を定めるもののほか、法律案等の審議の際に提出され、法的効力は持たないが、当該法律案に関する解釈等の指針を示すことにより、政府に一定の制約を課すものがある。ここでは、後者の意味で使用されている。

(30) 第55条は、議事スケジュールの作成に関する規定で、同条第2項は、1か月ごとの議事スケジュールが、議題とともに会議の数と日付を定めるものであること、同条第5項は、議事スケジュールに記載された議題の討議を組織化するに当たり、会派長会議が、原則として各会派に配分される時間と、当該議題の表決期限を定めることを規定するものであった。また、第3項に関する2017年改正は、議事スケジュールに対する修正の提案主体を明示するものである。

- 3) 第5項の末尾に、次の文を加える。「さらに、会派長会議は、第53条第3項に基づき、上院議員の3分の1以上により署名され、議事計画に挿入される法律案、[政治]方針に関する文書並びに質問及び質疑に関する文書について、いつまでに表決又は討議が行われなければならないか決定する。」
- d) 第60条<sup>(31)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第2項の末尾に、「かつ、定足数の確認を求めるとはできない」の語を加える。
  - 2) 第5項について、次のとおり改める。「5. 各公開会議について、会議録を編集及び公開する。」
- e) 第74条<sup>(32)</sup>第3項の末尾に、次の文を加える。「委員会審査は、付託後3か月以内に終結しなければならない。この期限を過ぎれば、法律案は、職権で本会議の議事スケジュールに登録される。この場合、討議は、提出者の条文に基づいて行う。第93条第1項第2文の規定を例外として、付随的な動議を提出することはできない。」
- f) 第77条<sup>(33)</sup>第1項について、次のとおり改める。「1. 法律案又は一般的に本会議で討議されなければならない議案に関して、上院の構成員の10分の1により、本会議における審議開始のための期限を定め、当該議案が緊急性を宣言する要求を提出することができる。議長は、議事スケジュールに登録された議題を考慮して、要求を扱う会議を決定する。要求に関して、上院は、各会派1名までの発言後、挙手により決定を行う。緊急宣言が承認されれば、決定された期限の遵守を保障するよう、[当該議案は] 議事計画に職権で登録される。」
- g) 第78条<sup>(34)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第3項について、次のとおり改める。「3. 転換法律案の上院への提出又は送付に係る本会議への通知から5日以内に、1の会派長又は10名の上院議員は、当該法律案に関す

(31) 第60条は、議事録（議事及び議決並びに討議の件名及び発言者名を記録したもの）及び会議録（会議の内容及び発言者名を記録したもの）に関する規定で、2017年改正により、同条第2項は「会議は、議事録の朗読により開始され、異議がないときは、議事録は承認されたものと見なされる。表決が必要な場合は、挙手によりこれを行い、かつ、定足数の確認を求めるとはできない」と改められた。また、同条第5項の改正は、議事概要の編集及び公開を取りやめるものである。

(32) 第74条は、人民発議法律案及び州議会発議法律案に関する規定で、同条第3項は、所管委員会が、人民発議法律案についてその付託から1か月以内に審査を開始しなければならないこと、当該法律案の提出者の代表から意見聴取できることが規定されていた。なお、人民発議法律案とは、人民（国民）が直接提出した法律案のことである。イタリアでは、憲法第71条第2項に基づき、国民も法律案の発議権を有しており、その要件は、5万人以上の選挙人が条文の形式で作成した草案を提出することである。

(33) 第77条は、緊急性宣言に関する規定で、2017年改正前の同条第1項は、①法律案又は本会議で討議すべき議案について、提出者、所管委員会の委員長又は上院議員8名から緊急性宣言が提案された場合には、議院は、挙手によりこれを議決する、②この提案は、提出後初の本会議において、各会派から1名までが発言する討議の後、表決される、③緊急性宣言の可決は、全期間を半分に短縮することを意味する、と規定するものであった。

(34) 第78条は、緊急法律命令を法律に転換するための法律案に関する規定である。緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、議会により法律に転換されなければ失効する。2017年改正前の第78条第3項は、①第1（憲法問題等）常任委員会が、当該法律案の付託後5日以内に、所管委員会に対して意見を送付する、②第1常任委員会が、緊急法律命令の必要条件を満たしていないとの意見を表明した場合、当該意見は、所管委員会のほか、上院議長に速やかに伝えられなければならない、上院議長は5日以内に、当該意見を本会議の表決にかける、③上院議長は、上院議員の10分の1から要求があった場合、同じ期限内に、所管委員会の意見を本会議にかける、④討議においては、各会派から1名までが最長10分まで発言することができる、⑤第1常任委員会の反対意見について、本会議は同時記名投票により意見を表明する、と規定するものであった。また、2017年改正で削除される前の同条第4項は、①本会議が、緊急法律命令の必要条件が存在しないと決定したときは、転換法律案は否決されたものと見なされる、②上述の決定が、緊急法律命令又はその転換法律案の一部又は各規定にかかわるものであるときは、その効力は、否決されたものと見なされる部分又は各規定に限定される、と規定するものであった。

る先決動議を本会議に提案することができる。議長は、緊急法律命令転換の期限と両立できると考えれば、停止動議の提案を認めることができる。各会派は、先決動議及び停止動議のうちいずれか一つのみを提案することができる。先決動議及び停止動議に関する合同討議及び決定は、議長の決定する期限までに、議事スケジュールに登録された議題を考慮して、議事日程に登録される。討議においては、各会派1名までの代表者が10分以内の発言を行うことができ、本会議は、提出された先決動議又は停止動議の全体に関して、同時記名投票により意見を表明する。転換法律案に関するその後の討議中は、さらなる先決動議又は停止動議を提出することができない。」

2) 第4項は、削除する。

h) 第89条<sup>(35)</sup>第1項について、「20」の語を「10」に改め、全ての「60」の語を「30」に改める。

i) 第92条<sup>(36)</sup>第2項について、「10」の語を「5」に改める。

j) 第93条<sup>(37)</sup>について、次のとおり改める。

1) 第1項第1文の冒頭に「第78条第3項の規定を例外として、」の語を加え、「1名の上院議員から」の語の後に「会派ごとに」を加える。

2) 第5項について、「挙手によって行われる」の語を「同時記名」に改める。

3) 第6項について、「ただし、」の語を「各会派は、停止動議を1件提案することができる。」に改め、同項末尾に、次の文を加える。「委員会における法律案の〔討議の〕延期を要求するためにのみ、各会派は、停止動議を更に1件提案することができる。」

k) 第96条<sup>(38)</sup>について、次のとおり改める。

1) 第1項について、「各上院議員」の語を「会派ごとに1名の上院議員」に改める。

2) 第2項第1文を削る。

l) 第98条<sup>(39)</sup>は、削除する。

m) 第99条<sup>(40)</sup>第3項について、「10」の語を「3」に改める。

(35) 第89条は、発言時間に関する規定で、2017年改正は、一般討議における発言時間の上限を20分間から10分間に変更するとともに、上院議長が各会派1名まで認めることのできる発言時間の延長の上限も、60分間から30分間に変更している。

(36) 第92条は、議院規則、議事日程、討議又は表決の順序に関する異議についての規定である。2017年改正により、同条第2項は、上述の異議に関しては「原則として、提案者に続き、賛成者1名及び反対者1名だけが各5分まで発言することができる。ただし、議長は、問題が重要であると判断したときは、各会派につき1名が発言することを許す権限を有する」と改められた。

(37) 第93条は、先決動議又は停止動議に関する規定で、2017年改正により、同条第1項は「第78条第3項の規定を例外として、特定議題を討議すべきではないという先決動議、及び討議又は議決を延期すべきであるという停止動議は、討議の開始前に、会派ごとに1名の上院議員から提出することができる。ただし、議長は、その提出が討議の開始後に生じた新しい事由により正当化されるときは、討議の途中でもこれを認めることができる」と、同条第5項は「先決動議は、理由の異なる数箇の提案によるものであっても、一括して同時記名投票に付される」と、同条第6項は「前3項の規定は、停止動議の討議及び表決にも適用される。各会派は、停止動議を1件提案することができる。期日の異なる数箇の討議延期の提案が競合するときは、上院は、まず停止の件につき決定し、これが可決されたときは、停止期間に関し決定する。委員会における法律案の延期を要求するためにのみ、各会派は、停止動議を更に1件提案することができる」と改められた。

(38) 第96条は、逐条審査に移行しない提案に関する規定で、2017年改正により、同条第1項は、「法律案の逐条審査の開始に先立ち、会派ごとに1名の上院議員は、逐条審査に移行しない提案を提出することができる」と、同条第2項は、「提案の表決は、議事日程の表決に優先する」と改められた。なお、改正前の同条第2項は、逐条審査に移行しない提案の提出についても、可能な限り、当該提案の趣旨の説明等がなされるよう規定していた。

(39) 第98条は、経済、財政及び社会政策の方針に関係する法律案若しくは議案又は経済及び労働の分野に何らかの関係性を有する問題が討議される場合に、各上院議員が、一般討議の終了に先立ち、経済労働国民会議の意見を求めるよう提案できる等と規定するものであった。

- n) 第 100 条<sup>(41)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第 3 項について、「少なくとも 24 時間」の語から末尾までを、「議長団又は会派長会議により定められた期限内に」に改める。
  - 2) 第 4 項は、削除する。
  - 3) 第 9 項第 1 文について、次のとおり改める。「別の条を前置する又は後置することを目的とする修正案を含む、同一条に対して提出された全ての修正案に関しては、提出者のうちの 1 名による説明から始まる一括討議が行われ、当該者は、1 度だけ 5 分以内で発言することができるが、会派の唯一の発言であれば 10 分まで延長することが可能である。さらに、会派ごとに 1 名を超えない上院議員の発言が 5 分以内で認められる。」
  - 4) 第 12 項は、削除する。
- o) 第 102 条<sup>(42)</sup>第 5 項第 2 文について、次のとおり改める。「提案は、会派ごとに 1 名の上院議員から行うことが認められ、当該議員は、提案について 3 分以内で説明することができる。当該提案に関して、本会議は、討議なしで挙手により決定を行う。」
- p) 第 102 条の 2<sup>(43)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第 1 項について、「最後の」の語を「3 番目の」に改める。
  - 2) 第 2 項について、次のとおり改める。「2. 法律案が、第 5 常任委員会が憲法第 81 条第 3 項に基づく反対意見、又は、同第 81 条に基づき特別に定式化された修正を行うことを条件に賛成意見を表明した規定を含み、かつ、報告会議において審査した当該委員会が調整できなかった規定を含んでいる場合、専ら憲法第 81 条第 3 項の遵守を目的とした条文削除又は条文修正の理由を付した対応する提案は、第 5 常任委員会の修正案として提出されたとみなされ、表決に付される。部分的修正案の提出及び分割された一部についての表決要求は、共に認められない。」
- q) 第 103 条<sup>(44)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第 1 項について、「各上院議員」の語を「会派ごとに 1 名の上院議員」に改める。
  - 2) 第 5 項について、「挙手により」の語を「同時記名により」に改める。

(40) 第 99 条は、一般討議の終局に関する規定で、2017 年改正により、同条第 3 項は「一般討議に時間の制限が設けられていないとき、又は制限時間を超えたとき、上院議員 8 名は、討議の即時終局を提案することができる。議長は、反対があるときは、各会派につき 1 名の発言を 3 分まで許した後、提案を表決に付し、本会議は挙手によりこれを議決する」と改められた。

(41) 第 100 条は、逐条審議及び修正案の提出に関する規定で、2017 年改正により、同条第 3 項は、「修正案は、原則として、議長団又は会派長会議により定められた期限内に、書面で提案者から議長団に提出されなければならない」と改められた。また、2017 年改正以前、同条第 4 項は、修正案について、上院議員 8 名が署名したときは討議の開始 1 時間前まで提出可能とすること、同条第 9 項第 1 文は、ある 1 条に対して提出された全ての修正案は一括して討議を行い、当該討議は、修正案提出者の説明により開始され、提出者を含め上院議員は、1 度だけ発言できること、第 12 項は、各条に関する討議には第 99 条第 3 項（前掲注(40)参照）に規定する即時終局に関する規定を適用することができ、討議終局後も、まだ説明をしていない修正案提出者並びに報告委員及び政府代表は、各 10 分まで発言できること、をそれぞれ規定するものであった。

(42) 第 102 条は、条項及び修正案の表決並びに部分ごとの表決に関する規定で、改正前の同条第 5 項第 2 文は、条文の部分ごとの表決を上院議員が提案でき、本会議は、討議を用いず、挙手によりこれを議決すると規定するものであった。

(43) 第 102 条の 2 は、第 5（経済計画、予算）常任委員会の反対意見の効果に関する規定で、同条第 1 項に関する 2017 年改正は、2012 年憲法改正による憲法第 81 条の条項のずれに対応するものである。なお、当該改正に関しては、芦田淳「イタリアにおける憲法改正—均衡予算原則導入を中心に—」『レファレンス』742 号、2012.11、pp.65-71。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_4002050\\_po\\_074204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4002050_po_074204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)> を参照。また、2017 年改正前の第 102 条の 2 第 2 項は、「第 1 項に規定する〔支出の増加又は収入の減少に関係し、対応する財源の保障がないことから第 5 常任委員会が反対意見を示した〕修正案又は第 5 常任委員会の反対意見に関連する条文及び法律案に関して、決定は、同時記名投票により行われる」と規定するものであった。

- 3) 第6項の末尾に、次の文を加える。「起案会議で承認された法律案について、議長団は、本会議における最終表決の前に調整の提案を行うことを認めることができる。」
- r) 第105条<sup>(45)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 末尾に、次の項を加える。「1-2. 首相の報告は、常に本会議で行われる。議長又は会派長会議は、閣僚による緊急性を有する報告の本会議における取扱いを決定することができる。」
- 2) 見出しの末尾に、「一首相の報告」の語を加える。
- s) 第107条<sup>(46)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第1項第1文について、次のとおり改める。「上院のいかなる決定も、特別多数決が求められている場合を除き、出席している上院議員の過半数で行う。賛成又は反対の投票を行う者を、出席者と見なす。」
- 2) 第2項の末尾に、次の文を加える。「議事録の承認の前に、定足数の確認を求めてはならない。」
- 3) 第2項の後に、次の項を加える。「2-2. 定足数の確認のために、棄権の投票を行う上院議員も出席者と見なす。また、加重投票又は定足数の確認を求めた上院議員も出席者と見なす。選挙による上院議員、職務による終身上院議員及び終身上院議員には、第108条第2項に基づく休暇及び任務のためにも、出席の制度に関する同一の規律が適用される。」
- t) 第109条<sup>(47)</sup>について、次のとおり改める。
- 1) 第1項は、削除する。
- 2) 第2項第1文について、「10」の語を「5」に改め、「15」の語を「10」に改め、同項第2文について、「に対して同様の権能が認められる」の語を「、最終投票の宣言について上限は10分とし、かつ」に改め、末尾に「、3分まで発言をすることができる」の語を加える。
- 3) 第2項の後に、次の項を加える。「2-2. 制限された討議及び投票の通告又は宣言について、会派ごとに発言は1回と定められている全ての場合において、この制約は、混合

(44) 第103条は、法律案の形式上の訂正及び最終調整に関する規定で、2017年改正前において、同条第1項は、法律案の最終表決に先立ち、議長、政府代表のほか、各上院議員が、形式上の訂正及び適当なものを組み合わせた調整、並びに先に可決されたものの、相互に矛盾し、又は法案の目的に背馳すると見られる規定に議院の注意を促し、首尾一貫した提案を作成することができること、同条第5項は、上述したような提案に関して、各会派につき1名まで発言することができ、挙手による表決が採られること、同条第6項は、委員会の議決会議における法律案の条文調整にも第103条の規定が適用されること、起案会議又は報告会議で審査される法律案に関しては、委員会が逐条審査を終えた後の会議で、かつ、本会議で報告を行う議員を指名する前に、原則として調整が行われることを規定していた。

(45) 第105条は、2017年改正前において、見出しは、「政府の通知に関する討議一決議案」と、条文は、「政府の通知に関しては、上院議員8名が要求するときは、別に討議を行う。この場合、議長は、政府の意見を聴取した後、要求があった日から3日以内に、問題を本会議の議事日程に記載する。討議を行うとき、各上院議員は、決議案を提出することができ、討議の終わりにその表決を行う」となっていた。

(46) 第107条は、議決における多数、定足数及び出席者数の確認に関する規定で、同条第1項第1文は、上院における議決が、特別多数を必要とする場合を除いて、表決に加わる議員の過半数によりなされること、同条第2項は、本会議が、常に議決のための定足数を満たしているものと見なされること、ただし、挙手による表決の前に、本会議場にいる議員12名が要求するとき、議長が、定足数の確認を命じることを、それぞれ規定していた。

(47) 第109条は、投票の予告及び宣言に関する規定で、同条第1項は、各上院議員が、挙手による表決に先立ち、理由を述べることなく、賛成若しくは反対又は棄権ということのみを宣言し、その投票を予告することができることと規定するものであった。また、同条第2項は、2017年改正により、「[上院]規則が討議の禁止又は制限を定めている場合を除いて、各会派の上院議員1名は、各表決に先立ち、所属会派を代表して5分まで投票宣言を行うことができる。議長は、状況を勘案し、この上限を10分にすることができる。最終投票の宣言について上限は10分とし、かつ、所属会派と立場を異にしようとする上院議員は、当該会派の構成員数の半数以下であれば、3分まで発言をすることができる」と改められた。

会派<sup>(48)</sup>にも適用される。この制約は、混合会派に所属する上院議員から発言要求が複数あった場合、当該上院議員間に配分するため15分に延長することができる。」

u) 第113条<sup>(49)</sup>について、次のとおり改める。

1) 第2項について、次のとおり改める。「2. 個人に関する投票を例外とし、記名投票及び第4項及び第7項により認められた場合について秘密投票が要求されなければ、本会議においては通常、挙手による投票が行われる。記名投票は、15名の上院議員、又は、個別に若しくは合計して少なくともそれと議員数が同数になる会派の長により、口頭であれ、要求することができる。会議の冒頭に行われた要求は、第114条に規定する場合を除き、全ての表決について効力を有する。秘密投票は、20名の上院議員、又は、個別に若しくは合計して少なくともそれと議員数が同数になる会派の長により、要求することができる。表決を行う前に、議長は、秘密投票を要求した上院議員の数を確認する。当該要求を行った上院議員は、表決に参加しなくても、定足数の面出席者と見なす。」

2) 第4項について、「憲法第6条に規定する言語的少数派に関する規定についての〔決定〕；〔市民的關係、倫理的・社会的關係〕に関する決定」の語を「〔市民的關係、倫理的・社会的關係〕に関して影響を与える〔決定〕」に改める。

3) 第4項の後に、次の項を加える。「4-2. 秘密投票は、第4項に規定された場合に密接に関係する問題についてのみ要求することができる。対象が混合的な特徴を持っている場合、第102条第5項に基づき、秘密投票とすべき部分についての分割投票を提案することができる。」

4) 第6項について、「財政的又は」の語を削る。

v) 第114条<sup>(50)</sup>第1項について、「行われた」の語の前に「原則として」を加え、「について」の語を「のために」に改める。

w) 第119条<sup>(51)</sup>について、次のとおり改める。

1) 第1項について、「議長が予告してから」の語を「会議の冒頭から」に改める。

2) 第2項は、削除する。

3) 見出しを「電子的記名投票の通告」に改める。

x) 第151条の2<sup>(52)</sup>について、次のとおり改める。

1) 第1項について、次のとおり改める。「1. 週に1回、法律案の討議に割り当てられた

(48) 混合会派とは、会派を独自に形成する要件（所属議員数等）を満たさない議員の集団を全て所属させるために設けられる会派である。

(49) 第113条は、表決の方法に関する規定で、改正前の同条第2項は、①本会議は、上院議員15名が記名投票を要求したとき及び上院議員20名が秘密投票を要求したとき以外は、おおむね挙手により表決を行うこと、②記名投票又は秘密投票の要求は、討議の終結後、かつ、議長が表決を呼びかける前に提出されなければならないこと、③表決の通告の際、本会議にいる要求者数が、記名投票であれば15名、秘密投票であれば20名より少なければ、要求は撤回されたものと見なすこと、④要求した議員は、表決に参加しなくても、定足数に含まれること、と規定するものであった。同条第4項は、所定の数の上院議員の要求により、憲法に定める市民的關係、倫理的・社会的關係（人権規定）に影響を与える決定及び上院規則改正に関する決定を、秘密投票で行えることを規定しており、2017年改正は、言語的少数者に関する規定についての決定を、この対象から外すものであった。また、同条第6項の改正は、前掲注(20)と同様、財政法という法形式がなくなったことを反映したものである。

(50) 第114条は、挙手による表決及び確認投票に関する規定で、2017年改正により、同条第1項は、「挙手により行うべき表決は、議長が投票の計算の便宜のために適当と認めるときは、原則として電子投票装置によりこれを行う」と改められた。

(51) 第119条は、電子投票装置により行う表決の予告に関する規定で、2017年改正前の第1項は、「電子投票装置により行う表決は、挙手による表決を除いて、議長が予告してから20分を経ない限り、これを通告することはできない」と、同じく第2項は、「同一会議において、更に電子投票装置による表決があるときは、予告を繰り返す必要はない」と規定していた。

会議の一部を、会派長会議の定めた範囲で、緊急又は特別な政治課題であって、公益性のある問題に関する緊急答弁を要する質問の実施に充てる。」

- 2) 第1項の後に、次の項を加える。「1-2. 第1項に規定する質問の実施予定日の前日12時までに、会派ごとに1名の上院議員が、所属する会派の長を介して、質問を提出することができる。首相又は副首相が答弁を行うことが予定されている場合、提出された質問の議題は、憲法第95条第1項に規定された首相固有の権限に含まれていなければならない。その他の場合、上院議長は、提出された質問の最多数が論じている事項について所管の1又は複数の閣僚に答弁〔のための出席〕を求める。〔第3文に規定する事項とは〕異なる事項について論じた質問を提出した会派は、議長団により定められた適切な期限内で、答弁〔のための出席〕を求められた大臣に対して、他の質問を提出することができる。この条に規定された手続で行われた質問は、通常質問又は質疑として再提出することができない。」
- 3) 第2項について、次のとおり改める。「2. この質問を行うに当たり、少なくとも2か月に1回、政府は、首相により代表される。首相が発言する会議は、議会関係担当大臣の同意を得て、適切に事前に決定する。その他の場合は、副首相又は提出された質問に関係する事項について所管する閣僚が、政府の名の下に発言することもできる。」
- 4) 第3項は、削除する。
- 5) 第4項について、次のとおり改める。「4. 各質問の提出者は、当該質問について3分以内で説明する権限を有する。提出された各質問に対して、政府の代表者は、3分以内で答弁する。続いて、質問者又は同一会派の他の上院議員は、2分以内で反論する権利を有する。」
- 6) 第5項は、削除する。
- 7) 第6項の後に、次の項を加える。「6-2. 前各項〔第1項から第6項〕に規定する方式により、緊急答弁を要する質問は、委員会で行うことができる。上院議長は、委員会の要求に応じて、少なくとも実施の24時間前に、視聴覚機器を介して別の場所で、記者のほか公衆も会議の実施を視聴することができるよう措置することができる。」
- y) 第161条<sup>(53)</sup>について、第3項の後に次の項を加える。「3-2. 1つの条若しくは緊急法律命令の転換法律案の単一の条文の可決又は修正案の可決若しくは否決に関して信任問題<sup>(54)</sup>がかけられた場合、信任がかけられた対象の表決が優先される。上院の投票が賛成で、当該条又は当該修正案が可決される場合、残余の修正案、議事日程及び削除提案の全ては撤回される。同様に、〔政治〕方針に関する文書に関して信任問題がかけられた場合、信任がかけられた対象の表決が優先され、可決されれば、その他の文書は全て撤回される。」

(52) 第151条の2は、緊急答弁を要する質問（いわゆる「クエスチョン・タイム」）に関する規定である。2017年改正は、同条について、第6項を除いて全面改正している。同条第6項は、首相が答弁を行う場合又は重要な議題の場合には、議長がテレビ中継を命じることができるとの規定である。また、2017年改正前の規定を改正後と比較すると、開催頻度が「少なくとも1か月に1回」と規定されていたこと（第1項）、答弁者は首相、副首相又は担当閣僚のいずれかとされ、必ずしも首相の出席は義務付けられていなかったこと（第2項）、答弁者側は冒頭に10分間発言できたこと（第3項）、質問時間の上限は1分間、質問者の反論時間の上限は3分間であったこと、反論は質問者のみに認められていたこと（第4項及び第5項）が主な相違点である。

(53) 第161条は、信任動議及び不信任動議に関する規定で、同条第3項は、信任動議及び不信任動議に関しては、議事日程の提出も、部分ごとの表決も、認められないと規定している。

(54) 信任問題とは、政府が、自身の政策遂行に重要と考える条文を修正なく成立させるために、議院での表決に際して信任をかけることを指す。当該表決において賛成多数であれば、当該条文は可決され、関係する修正案は全て否決されたものと見なされる。ただし、賛成が得られなければ、政府は辞職することとなる。

3-3. 政府は、議長団に対して、第8条、第97条及び第102条の2に基づく審議のために、信任問題をかけようとする条文を提出する。3-4. 政府の提出した修正案の可決に信任問題がかけられる場合、政府は、討議の前に、財源又は条文の形式的調整という理由に限り、その内容を説明することができる。上院規則第103条の規定を例外として、憲法第81条第3項に基づき、第5常任委員会の示した条件に条文を適合させるために、投票の前にさらなる説明を行うことができる。」

#### 第4条 調整のための規定

1. 第40条<sup>(55)</sup>第5項について、「最終項」の語を「第3項」に改める。
2. 第120条、第125条、第125条の2、第126条、第126条の2、第127条、第128条及び第129条について、「国の予算の承認の、及び、財政法律案、経済及び財政計画文書」の語を、全ての箇所で「予算の、経済及び財政文書」に改める。この結果、上記の条は、次のように改められる<sup>(56)</sup>。
  - a) 第120条第3項について、「財政法律案及び」の語を削る。
  - b) 第125条について、「国の予算の承認の、及び、財政法律案、経済及び財政計画文書」の語を、全ての箇所で「予算の、経済及び財政文書」に改める。
  - c) 第125条の2について、次のとおり改める。
    - 1) 第1項について、「経済及び財政計画」の語を「経済及び財政」に改める。
    - 2) 見出しについて、「経済及び財政計画」の語を「経済及び財政」に改める。
  - d) 第126条について、次のとおり改める。
    - 1) 第1項について、次のとおり改める。「1. 予算法律案は、全般的な審査のため第5常任委員会に委ねられるとともに、他の常任委員会に委ねられ、各委員会は、所管に関わる箇所について審査しなければならない。」
    - 2) 第3項について、「財政の」の語を「予算の」に改める。
    - 3) 第4項について、「財政の」の語を「予算の」に改める。
    - 4) 第5項について、「国の予算の承認に関する法律案及び財政法律案の結合した」の語を「予算法律案の」に改める。
    - 5) 第8項について、「国の予算の承認に関する〔法律案に関する〕及び財政法律案に関する」の語を「予算〔法律案に関する〕」に改める。
    - 6) 第9項第1文について、「国の予算の承認の〔法律案〕及び財政法律案が提出される」の語を「予算〔法律案〕が提出される」に改め、「財政法律案の」の語を削り、同項第2文について、「国の予算の承認の〔法律案〕及び財政法律案が送付される」の語を「予算〔法律案〕が送付される」に改める。
    - 7) 第10項について、「結合した」の語を削り、「国の予算及び財政法律案の承認の」の語を「予算の」に改める。
    - 8) 第11項について、「財政法律案の」の語を削り、「国の予算の承認の」の語を「予算の」に改める。

(55) 前掲注(43)と同様、2012年憲法改正による憲法第81条の条項のずれに対応する改正である。

(56) 以下、第4条第2項による改正は、前掲注(20)で述べた「財政法」という法形式がなくなったことを反映した改正である。



- 9) 見出しについて、「国の予算及び財政法律案の承認の」の語を「予算の」に改める。
- e) 第126条の2第2項の2及び第2項の3について、「経済及び財政計画」の語を「経済及び財政」に改める。
- f) 第127条の見出しについて、「国の予算及び財政法律案の承認の」の語を「予算の」に改める。
- g) 第128条について、次のとおり改める。
- 1) 第1項について、「財政法律案に対して」の語を「予算法律案の第1部に対して」に改める。
  - 2) 第2項について、「国の予算の承認に関する法律案に対して」の語を「予算法律案の第2部に対して」に改める。
  - 3) 第6項について、「承認の」から「により定義されているように」までの語を「財源規制に抵触するか、[現行法]に基づく予算法律の対象ではない規定を含む予算の」に改める。
  - 4) 見出しについて、「国の予算及び財政法律案の承認の」の語を「予算の」に改める。
- h) 第129条について、次のとおり改める。
- 1) 第1項について、「国の予算の承認 [に関する法律案] 及び財政法律案に関して、一括した [一般討議] が行われる」の語を「予算 [法律案に関して一般討議] が行われる」に改める。
  - 2) 第2項第1文を「予算法律案が政府から上院に提出された場合、第2部の条項の審議は、第1部の審議より優先される」に改め、同項第2文について、「承認に」の語の後に「第1部の」を加え、「財政の」の語を削る。同項第3文について、「国の予算の承認に関する法律案の」の語を「第2部の」に改め、同項第4文について、「国の予算の承認」の語を「予算」に改める。
  - 3) 第3項について、次のとおり改める。「3. 予算法律案が下院から送付される場合、第2部について、第1部の規定に関連しない予算規定の修正案のみが認められる。そして、第1部の各条の審議及び表決が行われる。続いて、下院から送付された条文とは異なる条文により第1部が承認された結果、第2部に変更がある場合、第2項に規定する手続により、当該変更について審議され、かつ、表決が行われる。最後に、上記のとおり修正された予算法律案の最終表決が行われる。」
  - 4) 第4項第1文について、「国の予算及び財政法律案の承認」の語を「予算」に改め、同項第2文について、「財政法律案の」の語を「第1部の」に改める。
  - 5) 第6項について、「国の予算及び財政法律案の承認」の語を「予算」に改める。
  - 6) 見出しについて、「国の予算及び財政法律案の承認」の語を「予算」に改める。
3. 第137条<sup>(57)</sup>は、削除する。
4. 第144条の2について、「共同体法律 [legge comunitaria]」の語を、全ての箇所を「欧州法律及び欧州委任法律」に改める<sup>(58)</sup>。この結果、第144条の2は、次のように改められる。
- a) 第1項について、「共同体 [法律案] 及び年次報告書」を「欧州 [法律案] 及び欧州委任 [法

(57) 削除される前の第137条は、国又は他の州の利益と衝突する州法に関する正当性の問題の審議に関する規定で、①上院議長は、国又は他の州の利益と衝突する州法に関して、下院議長と合意の下、憲法第126条に規定する州問題委員会に、利益の衝突の正当性の問題に関し意見を表明するよう要求する、②上院議長は、当該意見を受領したとき、問題を所管委員会に付託し、委員会は報告書を本会議に提出する、③本会議は、当該報告書の結論に関して討議及び議決し、当該議決は、下院議長に通知される、と規定するものであった。ただし、第137条は、利益の衝突による州法の正当性の問題を政府が両議院に提訴できると規定した憲法第127条第4項に基づく規定であったが、そもそも同項は2001年憲法改正により既に削除されていた。なお、当該改正に関しては、高橋利安「イタリア憲法第2部第5章「州、県及びコムーネ」の改正」『外国の立法』No.212, 2002.5, pp.50-59を参照。

律案]並びに年次報告書」に改める。

- b) 第2項第1文について、「第14 [欧州連合政策] 常任委員会にも所属する上院議員間で、通常はそれを選び」の語を削り、同項第4文について、「年次報告書の [単数形]」の語を「年次報告書の [複数形]」に改め、同項第5文について、「案の [単数形]」の語を「案の [複数形]」に改め、「報告書の [単数形]」の語を「報告書の [複数形]」に改める。
  - c) 第3項第1文について、「共同体法律案の」の語を「欧州法律案及び欧州委任法律案の」に改める。
  - d) 第4項について、「共同体 [法律]」の語を「欧州 [法律] 及び欧州委任 [法律]」に改める。
  - e) 第6項第1文について、「共同体 [法律案の一般討議を行う]」の語を「欧州 [法律案] 及び欧州委任 [法律案の一般討議を行う] ことができる」に改め、「年次報告書の [単数形]」の語を「年次報告書の [複数形]」に改め、同項第2文について、「年次報告書に関する [単数形]」の語を「年次報告書に関する [複数形]」に改め、同項第3文について、「共同体法律案の」の語を「欧州法律案及び欧州委任法律案の」に改め、「年次報告書の [単数形]」の語を「年次報告書の [複数形]」に改める。
  - f) 第7項について、「共同体 [法律案]」の語を「欧州 [法律案] 及び欧州委任 [法律案]」に改める。
  - g) 見出しについて、「共同体法律案及び報告書の」の語を「欧州法律案、欧州委任法律案及び報告書の」に改める。
5. 第144条の3<sup>(59)</sup>について、「欧州共同体の」の語を、全ての箇所「欧州連合の」に改める。

## 第5条 末尾規定

1. [上院] 規則に対するこの改正の施行日から、この改正の対象である条について規則審査会の解釈意見及び回状によりもたらされたいかなる効果も失われる。

## 第6条 施行

1. 以上の条に規定する [上院] 規則改正は、イタリア共和国官報において公布され、第18議会期<sup>(60)</sup>から施行される。

2017年12月20日 ローマ

議長：グラッソ

(あしだ じゅん)

---

(58) 第144条の2は、共同体法律案及びイタリアの欧州連合への参加に関する報告書の付託及び審議に関する規定であった。共同体法律とは、1989年法律第86号「共同体の立法手続へのイタリアの参加及び共同体による義務の履行手続に関する一般規定」により導入され、①イタリアの欧州共同体への参加により生じる義務と対立する現行規定を修正又は削除する規定、②欧州理事会又は欧州委員会の法令を実施する又はその適用を保障するのに必要な規定、③政府にEC指令又は勧告を規則レベルで実施する権限を与える規定を、毎年、包括的に制定するための法律であった。その後、2012年法律第234号「欧州連合の法令及び政策の形成及び実施へのイタリアの参加に関する一般規定」により、共同体法律は、イタリアの欧州連合参加から生じる義務の実施を目的とした欧州法律 (legge europea) と、EU指令等を受容するための欧州委任法律 (legge di delegazione europea) とに再編された。上述の第144条の2に対する2017年改正は、この共同体法律から欧州法律及び欧州委任法律への再編に対応するものである。

(59) 第144条の3は、欧州連合司法裁判所の判決の審査に関する規定で、同条に対する2017年改正の趣旨は、前掲注(14)と同様である。

(60) 第18議会期は、2018年3月23日から開始された。

# 上院規則（抄）

## Regolamento del Senato.

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳訳

### 【目次】

#### 第4章 会派

- 第14条 会派の構成
- 第15条 会派の招集及び構成・規則の承認
- 第16条 会派に供与される事務所、設備及び手当
- 第16条の2 会派の会計及び財政の管理

#### 第6章 常任委員会、特別委員会及び両院合同委員会

- 第21条 常任委員会の構成及び改組—会派による選任
- 第22条 常任委員会—権限
- 第23条 欧州連合政策委員会
- 第24条 特別委員会
- 第25条 合議制機関の任命
- 第26条 両院による合議制機関
- 第27条 委員会指導部の選挙
- 第28条 各種会議における委員会の集会
- 第29条 委員会の開会
- 第30条 委員会の会議の定足数—確認
- 第31条 所属する委員会以外の委員会への上院議員の出席—守秘義務
- 第32条 委員会議事録
- 第33条 委員会の議事の公開
- 第34条 法律案及び議案の委員会付託—連合委員会—所管の衝突
- 第35条 委員会の議決会議への付託
- 第36条 委員会の起案会議への付託
- 第37条 報告会議から議決会議又は起案会議への法律案の移送
- 第38条 法律案及び議案に関する意見
- 第39条 意見表明の手続
- 第40条 義務的意見
- 第41条 議決会議における委員会の手続
- 第42条 起案会議における委員会の手続—本会議における法律案の最終表決
- 第43条 報告会議における委員会の手続
- 第44条 報告書の提出期限

---

\* この翻訳は、イタリア上院規則（Regolamento del Senato <[http://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Costituzione\\_e\\_Regolamento\\_Senato\\_2018.pdf](http://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Costituzione_e_Regolamento_Senato_2018.pdf)>）のうち、会派に関連する第4章及び委員会審査に関連する第6章を訳出したものである。訳文中、[ ] は訳者が原語又は訳文を補記したものであり、下線は訳者が2017年に追加又は改正された箇所が付したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月14日である。

- 第 45 条 期限の算定
- 第 46 条 政府に対して委員会が要求する情報及び説明—政府代表による通知
- 第 47 条 委員会に付託された法律案及び議案に関する情報の取得
- 第 48 条 事実調査
- 第 48 条の 2 情報取得手続の要求
- 第 49 条 削除
- 第 50 条 委員会発案の報告及び提案—決議
- 第 51 条 法律発案の牽連及び競合

## 第 4 章 会派

### 第 14 条 会派の構成

1. 上院議員は、いずれかの会派に所属しなければならない。職務による終身上院議員及び〔大統領の任命による〕終身上院議員は、その正当な自律性の範囲内で、いかなる会派にも加わらないことが認められる。
2. 上院議員は、初の本会議後 3 日以内に、所属しようとする会派を、上院議長団に届け出なければならない。
3. 議会期の途中に選任された上院議員は、当選の告示又は任命の後 3 日以内に、加入しようとする会派を、上院議長団に届け出なければならない。
4. 会派は、少なくとも上院議員 10 名をもって構成され、同一の政党標識〔シンボルマーク〕の下に自身の候補者を上院選挙に擁立し、上院議員を当選させた、一の政党又は政治運動を〔各会派は〕代表しなければならず、複数の政党又は政治運動の結合の結果生じたものを含む。複数の政党又は政治運動が連結して同一の政党標識の下に候補者名簿を選挙〔の際〕に提出した場合には、当該名簿に関して、全ての〔連結した〕政党又は政治運動を総合的に代表する単独の会派を構成することができる。合同して又は連結して選挙に参加した各政党又は各政治運動に対応していれば、10 名以上の上院議員により、独立した会派を構成することができる。会派に所属する意思を表明しなかった上院議員は、混合会派を構成する。
5. 法律で認められた言語的少数派に所属し、当該少数派が居住する州で選出された上院議員、及び、憲法第 116 条第 1 項に規定する州であって、その憲章で言語的少数派の保護を定めるものにおいて選出された上院議員は、5 名以上の構成員から成る会派を構成することができる。
6. 正規に設立された会派の構成員が議会期中に 10 名を下回ったときは、前項に規定する場合を除いて、同会派は解散を宣告され、所属上院議員は、解散の宣告から 3 日以内に他の会派に加入しないときは、混合会派に登録される。

### 第 15 条 会派の招集及び構成・規則の承認

1. 上院議長は、最初の本会議から 7 日以内に、各会派の設立のため、加入の意思を表明した上院議員の招集及び混合会派に登録されるべき上院議員の招集を指示する。
2. 各会派は、その名称及びその後の全ての〔名称〕変更、並びに、第 1 項に基づき招集される会派総会において選任された会派長により署名された構成員名簿を上院議長に提出することにより設立される。各会派は、そのほか、1 名又は数名の副会派長及び 1 名又は数名の理事

を選任する。この選任及びその後の異動並びに会派の構成の変動は、上院議長団に通知される。

3. 第 14 条第 4 項第 3 文及び第 5 項に規定する場合を除き、新しい会派は、既存の会派の統合によって生じた場合のみ、議会会期中に、これを設立することができる。
- 3-2. 各会派の会派総会は、その設立から 30 日以内に規則を承認し、承認から 5 日以内に当該規則を上院議長団に送付する。規則は、上院のインターネット・サイトにおいて公表する。
- 3-3. 規則は、会派の会派総会において決算を承認する権限を有する機関を必ず示し、会派の運営管理及び会計について責任を有する機関を定め、さらに、運営管理について責任を有する機関が第 16 条第 2 項に規定する目的のために手当を支出する際の方式及び基準を規律するものとする。
- 3-4. 議長団評議会<sup>(1)</sup>は、会派のインターネット・サイトにおいて、必ずオンラインで組織編成並びに会派に属する職員の職位、具体的な職務及び通常の活動拠点に関する情報を公表し、自由に参照できるようにすることを含め、会派の内部組織に関する文書の公開方式を定める。

#### 第 16 条 会派に供与される事務所、設備及び手当

1. 会派は、第 2 項に規定する目的のため、上院の予算から、各会派の勢力比に応じて、事務所、設備及び年間手当を供与される。当該手当の範囲内で、会派に共通する基本的な需要を考慮して議長団評議会が定めた最低限度の資金が、各会派に支払われる。
2. 会派に支出された議院の予算からの手当は全て、議長団評議会による議決に基づいて決定及び定義されるとおり、会派により、議会活動及び当該活動に関連する政治活動に関する制度上の目的、当該政治活動に関係し得る研究、出版及び通信活動、並びに、職員の経済的処遇に関するものも含む会派の機関及び機構の活動のための支出に対してのみ支出されるものとする。

#### 第 16 条の 2 会派の会計及び財政の管理

1. 各会派は、議長団評議会の定める期限までに、同様に収入及び支出の記帳手続を規律する適切な会計規則に沿って定められる方式に基づき、議院から会派に供与され、第 16 条第 2 項に規定する目的のために支出される手当に関して、年間の決算を承認する。
2. 会派は、会計及び財政の管理における透明性及び正確性を保障するために、明確な手続により議長団評議会により選ばれた正式な監査会社を利用することとし、監査会社は、年度中に帳簿の記載が規則に沿って行われ、帳簿に管理の事実が正確に示されているかを確認するとともに、第 1 項に規定する決算に関する意見を示すこととする。
3. 決算は、会派の会議で承認されたことを証明する会派長の宣言及び第 2 項に規定する監査会社の意見を付して、上院議長に送付される。
4. 各会派は、自由にアクセスできる当該会派のインターネット・サイトにおいて、議長団評議会の議決により定められる方式に従い、全ての支払命令、小切手、為替をその理由の記載とともに、オンラインで公開しなければならない。
5. 各会派により提出された決算が上院規則の規定に適合しているか否かの審査は、財務担当理

(1) 議長団評議会とは、上院選挙後に選出された常設の議長団を指す（上院規則第 7 条）。議長団は、議長、副議長、財務担当理事及び理事から構成される（同第 5 条第 1 項）。議長団評議会の任務は、上院の予算管理、図書館規則・歴史的図書館規則の承認、議員の懲罰、議長の提案に基づく事務総長の任命、内規の承認等である（同第 12 条第 1 項）。

事である上院議員により、議長団評議会の定める基準及び形式に従い行われる。その後、決算は、各会派のインターネット・サイト及び第 165 条に規定する上院の収入及び支出の差引勘定の付属書において公開される。

6. 議院の予算から会派に対する手当の支給は、財務担当理事である上院議員により、第 5 項に規定する適合性審査の肯定的な結果をもって認められる。
7. 財務担当理事である上院議員は、第 5 項及び第 6 項に基づいて行われる活動の結果に関して、議長団評議会に報告する。
8. 会派が、第 1 項に基づいて定められた期限までに決算を送付しない場合、当該年度に関して、第 16 条に規定する手当の支給に関する権利を失う。財務担当理事である上院議員が、送付された決算又は決算を補うための書類が上院規則の規定に適合していないことを発見した場合、当該議員は、決算の受領から 10 日以内に、当該会派の長に所要の調整を行うよう求め、その実施期限を定める。当該会派が、定められた期限内に調整を行わない場合、当該年度に関して、第 16 条に規定する手当の支給に関する権利を失う。本項に規定する権利の喪失は、財務担当理事である上院議員の提案に基づき、議長団評議会の議決により決定され、さらに、議長団評議会の定める方式に基づき、議院の予算から受領したが会計報告されていない額を返却する義務を生じさせる。
9. さらに、第 1 項に規定する会計規則により、議長団評議会は、議会期末又は会派が解散した場合に提出する決算に関する規律を承認する<sup>(2)</sup>。
10. ある会派が、次議会期において設立されない場合には、臨時の支出及び争訟に対応するための準備金を例外として、上院の予算に剰余金を返還することとする。次議会期において、前議会期において付されていた名称と部分的に異なる名称を持つ会派も、いかなる場合であれ、関係する各会派の長の事前同意を得て、[前議会期における会派が] 再設立されたものと見なす。再設立された会派が、前議会期の会派の財産を引き継ごうとする場合、当該会派の長及び会計責任者により、前議会期の会派の債務を引き受けるのにふさわしい準備金を設けなければならない。

## 第 6 章 常任委員会、特別委員会及び両院合同委員会<sup>(3)</sup>

### 第 21 条 常任委員会の構成及び改組—会派による選任

1. 各会派は、その設立から 5 日以内に、構成員 14 名につき 1 名の割合で、第 22 条に規定する各常任委員会における自派の代表を選任し、これを上院議長団に届け出る<sup>(4)</sup>。
2. 委員会の数より少ない上院議員から成る会派は、可能な限り多くの委員会に代表を送れるよう、同一議員を 3 つの委員会に選任することが認められる。
3. 第 1 項に定める配分の後、[常任委員会の委員に] 選任されなかった上院議員は、所属会派の

(2) 2017 年改正により、「この場合に、会派に受領された資金が第 16 条に規定する制度上の目的のために使い切られていなかったときは、議長団評議会が残額返還の期限及び方法を定める」という 1 文が削除された。

(3) 2017 年改正により、「欧州共同体問題審査会」という語句が削除された。同改正前の見出しは、「第 6 章 常任委員会、欧州共同体問題審査会、特別委員会及び両院合同委員会」であった。

(4) 2017 年改正により、「第 4 項の 2 に規定する場合を除き」という語句が削除された。同改正前の条文は、「各会派は、第 4 項の 2 に規定する場合を除き、その設立から 5 日以内に、構成員 13 名につき 1 名の割合で、第 22 条に規定する各常任委員会に自派の代表を選任し、これを上院議長団に届け出る」であった。

提案に基づき、上院議長により、各委員会が全会派の勢力比及び多数派と反対派の間の関係を可能な限り反映するよう、各常任委員会に配属される。

4. 上院議員が政府の構成員に任命されたときは、その任期中、同一会派の他の上院議員が委員を代行し、[代行する上院議員は] 本来所属していた委員会にも引き続き所属する<sup>(5)</sup>。各委員会において政府を代表する上院議員は、その所属会派が前文に基づいて指名した上院議員を含む、当該会派の [他の] 上院議員を代行することができる。

#### 4-2. 削除<sup>(6)</sup>

5. 第2項及び第4項に定める場合を除き、上院議員は、2以上の常任委員会の委員に選任されることはできない。
6. 議長は、常任委員会の構成を議院に通知する。
7. 常任委員会は、議会期の最初の2年間の後、改選され、委員は再任することができる。

### 第22条 常任委員会一権限

1. 常任委員会は、それぞれ次に示される [所管] 事項について権限を有する。

第1 憲法問題、首相府及び内務に関する問題、国及び行政の全般的組織

第2 法務

第3 外務、移民

第4 防衛

第5 経済計画、予算

第6 財務及び国庫

第7 公教育、文化財、科学研究、娯楽及びスポーツ

第8 公共事業、通信

第9 農業及び農産物

第10 産業、商業、観光

第11 公的及び私的労働、社会保障

第12 衛生及び保健

第13 国土、環境、環境財

第14 欧州連合政策

### 第23条 欧州連合政策委員会

1. 欧州連合政策委員会は、欧州連合及びその機関の活動及び措置並びに欧州 [レベルで] の合意の実施の法的側面に関する全般的な権限を有する。また、同委員会は、欧州連合法に由来する拘束 [vincolo] の遵守<sup>(7)</sup>に関する事項についての権限を有する。さらに、同委員会は、その権限の限りにおいて、欧州議会及び加盟国議会の欧州に関する事項に特化した組織の会議

(5) 2017年改正により、「又は第14 [欧州連合政策] 委員会の長に選出された」という語句が削除された。同改正前の条文は、「上院議員が政府の構成員に任命されたか又は第14委員会の長に選出されたときは、その任期中、同一会派の他の上院議員が委員を代行し、[代行する上院議員は] 本来所属していた委員会にも引き続き所属する」であった。

(6) 2017年改正により、「第14常任委員会に選任された上院議員は、その他の常任委員会にも必ず所属する。そのため、各会派は、その他の委員会の構成後に、第14常任委員会の代表を選任する。上院議長は、比例性の基準が可能な限り第14委員会の構成において尊重されるよう、また、同委員会が、第1 [憲法問題等]、第3 [外務等] 及び第5 [経済計画、予算] 委員会に所属する上院議員各3名並びにその他の常任委員会に所属する上院議員各2名から構成されるよう、必要な合意を推進する」という第4項の2が削除された。

(7) 憲法第117条第1項は、立法権が、憲法並びにEU法及び国際的義務から生じる拘束を遵守して、国及び州により行使されると規定している。

との関係を調整する。

2. [欧州連合政策] 委員会は、欧州法律案及び欧州委任法律案、並びに、同様の内容を有するその他の法律案であって、欧州連合加盟により生じる義務の実施及び欧州連合司法裁判所の判決の履行のための緊急措置に関するものについて報告する権限を有する。
3. 欧州連合諸条約とその改正の適用及び欧州連合の規定の実施に関する政府の法律案及び命令案並びに一般的に欧州連合法との適合性に重要な問題を生じ得る全ての法律案に対して意見を表明すること、又は、第 144 条第 3 項<sup>(8)</sup>に規定する場合には所見及び提案を述べること、並びに、第 142 条<sup>(9)</sup>に規定する事項及び報告書を審査することは、[欧州連合政策] 委員会が行う。特に、憲法第 117 条第 3 項に規定する州と欧州連合との関係、憲法第 117 条第 5 項に規定する共同体法 [atti normativi comunitari] の形成及び実施に対する州及び自治県の参加、憲法第 117 条第 9 項に基づき州が他国又は他の欧州連合加盟国内の領域団体と合意を締結できる場合及び形式の規律、憲法第 120 条第 2 項に規定する欧州連合、国及び州の関係における補完性原理の尊重に関する上述の法律案等に対して、[欧州連合政策] 委員会は、意見を表明するか又は所見及び提案を述べる。また、[欧州連合政策] 委員会は、この [上院] 規則の規定により付与された権限を行使する。

#### 第 24 条 特別委員会

上院が特別委員会を任命するときは、議長は、その構成を定め、比例性の基準を尊重し、各会派の指名に基づいて、これを組織する。

#### 第 25 条 合議制機関の任命

1. 法律又はこの [上院] 規則に特に規定された場合を除き、合議制機関の構成員の選挙においては、各上院議員は、構成員数の 3 分の 2 の数だけ投票する。[3 分の 2 の計算において] 端数は四捨五入する。3 名未満の構成員を任命すべきときは、各上院議員は、1 名だけを投票する。投票の最多数を得た者を当選者とする。得票が同数のときは、第 5 条最終項<sup>(10)</sup>を適用する。
2. 開票は、議長により選任された理事 3 名が、これを行う。[開票には] 第 11 条第 2 項<sup>(11)</sup>の規定を適用する。
3. 法律又はこの [上院] 規則の規定により、各会派の勢力比を反映するよう構成されなければならない合議制機関の選挙による任命の際に、議長団は、各会派に上述の [勢力比による] 基準に基づき配分されるポストの数を通告し、それと同数の議員を選任するよう要求する。この選任に基づき、議長は、候補者名簿を作成し、これを本会議に提出し、本会議は秘密投票により議決する。
4. 前 3 項の規定は、補欠選挙においても、可能な限り適用される。
5. 上院は、合議制機関及びその構成員の任命を、上院議長に委任することができる。

(8) 第 144 条第 3 項は、欧州連合政策委員会が、欧州連合諸条約とその改正の適用及び欧州連合の規定の実施に関する政府の命令案に対して、所見及び提案を送付することができると規定している。

(9) 第 142 条は、欧州連合政策委員会が、欧州連合についての合意に属する事項等に関して担当閣僚出席の下で討論することができ、また、政府の提出した欧州連合に関する報告書を審査すると規定している。

(10) 第 5 条最終項は、「得票が同数のときは、年長者を当選者とする」と規定している。

(11) 第 11 条第 2 項は、「議長は、必要な場合には、議場にいる一又は複数の上院議員に対して、理事の職を行うよう命じることができると規定している。」



**第 26 条 両院による合議制機関**

1. 両院による合議制機関を設置すべきとき、上院議長は、比例性の基準を尊重し、両院に設立されている会派のできる限り多くが代表されるよう、下院議長と適切な取決めを結ぶ。
2. 両院による合議制機関が上院において会議を開くとき、その活動に関しては、適用可能な限り、上院規則の規定に従う。

**第 27 条 委員会指導部の選挙**

1. 委員会は、その最初の会議において、委員長、副委員長 2 名及び理事 2 名を選挙する。
2. 委員長の選挙については、第 4 条の規定を適用する。
3. 副委員長 2 名及び理事 2 名の各選挙については、委員は投票用紙に 1 名のみを記載し、投票の最多数を得た者から当選者とする。得票が同数のときは、年長者を当選人とする。補欠選挙についても、当該規定を適用する。
- 3-2. 選挙の際に所属していた会派と異なる会派に加入する [委員会] 指導部の構成員は、その職を失う。この規定は、出身会派から除名された場合、又は、[会派の] 解散若しくは他の会派と合併した場合には、適用しない。

**第 28 条 各種会議における委員会の集会**

委員会は、[次の目的のために] 集会する。議決会議において、法律案を審査し、議決するため。起案会議において、法律案を審査し、これを各条の表決及び最終表決のために本会議に提出するため。報告会議において、本会議に報告すべき法律案又は議案 [affari] を審査するため。諮問会議において、他委員会に付託された法律案又は議案につき意見を表明するため。そのほか、委員会は、本会議に報告を要しない議案を審査又は議決し、質問を実施し、政府の報告又は通知を聴取又は討議し、情報を取得し、公聴会を開催するために集会する。

**第 29 条 委員会の開会**

1. 委員会は、初回は、その構成のため、上院議長により開会される。その後は、各委員長が、議事日程の配布とともに、これを開会する。
2. 会派を代表する委員により補完された委員会指導部は、本会議の議事計画及び議事スケジュールに記載された法律案及びその他の議題を優先的に審査するよう定めた各委員会の議事計画及び議事スケジュールを作成する。委員会指導部は、特定の議題の討議が、議事計画に含まれないものであっても、委員会の構成員の 5 分の 1 以上から求められたとき、速やかに議事日程に記載する。
- 2-2. さらに、各委員会の議事計画及び議事スケジュールは、欧州連合の官報に公表されたか又は政府により通知された欧州連合の立法案の時宜を得た審査が確実に行われるよう、作成される。
3. 各会議の終わりに、委員長は、原則として、次回委員会の開会日時及び議事日程を通告する。議事日程は、印刷し及び刊行する。
4. 会議の終わりに前項の規定に従った次回委員会の開会通告がない場合、議事日程を印刷及び刊行し、会議の少なくとも 24 時間前に全委員に送付しなければならない。議決会議及び起案会議について、上述の期間は 48 時間とする。
5. 上院の休会中の委員会の議決会議及び起案会議の開会は、休会直前の本会議において上院議長から、委員会の開会日及び議事日程を告知するか、又は原則として集会の少なくとも 3 日前に議事日程を全上院議員に送付することにより、通知される。

6. 委員会は、政府の要求に基づくものも含む上院議長の要求により、特定の議題の討議のために、臨時に開会する。さらに、上院議長は、本会議の議事との関係で必要であると考えれば、既定の開会を取り消すよう求めることができる。
7. 議院の休会中、特定の議題を討議するため委員会を開会するよう、委員の3分の1によっても要求することができる。開会は、要求の日から10日以内に行われなければならない。
8. 本会議が開会される際、委員会の議決会議及び起案会議は、上院議長又は出席委員の3分の1が要求する場合、これを延期しなければならない。

### 第30条 委員会の会議の定足数一確認

1. 委員会の議決会議及び起案会議、並びに、委員会が本会議に報告することを要しない案件について討議し議決を採る会議、並びに、第27条に規定する場合において、会議が有効であるためには、委員の過半数の出席が求められ、委員長が会議の冒頭にそれを確認する。その他の場合、この確認は求められない。
2. 委員会は、議決のため、常に定足数にあると推定される。しかし、議長は、一般討議終了後の最初の挙手投票の際、職権により、又は、その他の挙手投票の通告の前になされた上院議員の要求に基づき、その確認を行う。
3. 定足数の確認が行われる場合、第1項に規定する会議でなされた議決が有効であるためには、委員の過半数の出席が求められる。その他の会議においては、委員の3分の1の出席で足りる。
4. 可決に委員の過半数の賛成が求められる提案の投票に先立ち、委員長は、出席者数の確認を行うことができる。
5. 定足数の不足が確認されたとき、委員長は、会議を20分間休止する。その後は、本会議のための規律を適用する。

### 第31条 所属する委員会以外の委員会への上院議員の出席一守秘義務

1. 上院議員は、表決権なしに、自らの所属する委員会以外の委員会の会議に出席することができる。
2. 各会派は、特定の法案ごとに又は1会議ごとに、事前に委員長に書面で通知することにより、委員会における当該会派の代表者を交代させることができる。
3. 委員会は、国益に関わる特定の文書、資料又は討議について、委員が秘密を守るべきことを議決することができる。この場合、第1項に規定した、当該委員会の委員ではない上院議員による会議への出席は禁止される。

### 第32条 委員会議事録

委員会の会議については、第60条第1項<sup>(12)</sup>の規定に基づき、議事録を作成する。理事である上院議員は、議事録の作成を監督する。

### 第33条 委員会の議事の公開

1. 委員会の会議について、会議要録を作成し及び刊行する。ただし、議決会議及び起案会議並びにこの〔上院〕規則に定める他の場合には、会議録を作成し及び刊行する。
2. 第31条最終項に規定する議題の討議及び議決は、会議要録及び会議録に掲載することはできない。

---

(12) 第60条第1項は、各会議につき議事録を編集し、議事及び議決のほか、討議の件名及び発言者名を記載すると規定している。

3. 削除<sup>(13)</sup>
4. 上院議長は、委員会の要求に基づき、記者又は公衆が、別の場所で視聴覚装置を介して、会議の実施を視聴することができるよう措置することができる。
5. 議決会議及び起案会議の場合、議事の公開は、別の場所で公衆及び記者が利用することができる視聴覚装置を介する場合も含み、保障される。

#### 第 34 条 法律案及び議案の委員会付託—連合委員会—所管の衝突

1. 上院議長は、所管の常任委員会又は特別委員会に法律案及び一般的に各委員会がこの〔上院〕規則に基づき意見を表明すべき議案を付託し、これを議院に通知する。そのほか、上院議長は、委員会に対し、その所管に属する事項に関し議院に提出された報告書、文書及び決定を送付することができる。
- 1-2. 法律案は、原則として、第 35 条に基づく議決会議又は第 36 条に基づく起案会議に付託する。
2. 法律案又は議案は、共同で審査又は議決を行うために複数の委員会に付託することができる。連合委員会は、原則として、当該委員会の長のうち最年長者がこれを主宰する。
3. 上院議長は、第 23 条、第 125 条の 2、第 142 条、第 143 条及び第 144 条<sup>(14)</sup>に規定する決定を、第 14〔欧州連合政策〕常任委員会及びその他の所管委員会に、それぞれの権限に従い、付託する。
4. 委員会は、付託された議題がその所管外であると判断したときは、これを上院議長に報告し、その決定に委ねる。
5. 複数の委員会が所管を主張する場合、上院議長は、関係委員長の意見を聴取した後、〔所管する委員会を〕決定する。

#### 第 35 条 委員会の議決会議への付託

1. 本会議における討議及び表決を義務付けられている、憲法及び選挙関係法律案、立法委任、緊急法律命令<sup>(15)</sup>の転換、国際条約の批准の承認、予算及び決算の承認に関する法律案並びに第 126 条の 2 に規定する法律案<sup>(16)</sup>並びに憲法第 74 条に基づき両院に返送された法律案を除き、議長は、議院に通知した後、各法律案を、本会議に報告する権限を有する常任委員会又は特別委員会の議決に付することができる。
2. ただし、最終表決の時までに、法律案を、本会議において討議及び表決すること、又は第 109 条第 2 項<sup>(17)</sup>に規定する方法及び限度に従い投票宣言のみによる最終的な可決に付することが、政府又は上院議員の 10 分の 1 又は委員の 5 分の 1 から上院議長に対し、若しくは、討議が既に開始された後は、委員長に対し要求されたときは、法律案は本会議に返付される。第 40 条第 5 項及び第 6 項に規定する場合にも、法律案は本会議に返付される。法律案を報告会

(13) 2017 年改正により、「報告会議及び諮問会議の委員会は、公開しない」という第 3 項が削除された。

(14) 第 125 条の 2 は経済財政文書、第 142 条は欧州連合に関する報告書、第 143 条は欧州議会の決議及びイタリヤ議会の代表者が参加する国際会議の採択した決定、第 144 条は欧州連合の立法案等について規定している。

(15) 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後 60 日以内に、議会により法律に転換されなければ失効する。

(16) 第 126 条の 2 に規定する法律案とは、財政に関する法律案のことを指す。

(17) 第 109 条第 2 項は、「〔上院〕規則が討議の禁止又は制限を定めている場合を除いて、各会派の上院議員 1 名は、各表決に先立ち、所属会派を代表して 5 分まで投票宣言を行うことができる。議長は、状況を勘案し、この上限を 10 分にすることができる。最終投票の宣言について上限は 10 分とし、かつ、所属会派と立場を異にしようとする上院議員は、当該会派の構成員数の半数以下であれば、3 分まで発言をすることができる」と規定している。

議に再付託する場合、会派長会議は、委員会審査終結の期限を定める。

### 第 36 条 委員会の起案会議への付託

1. 第 35 条第 1 項に規定する場合を除き、議長は、議院に通知した後、第 109 条第 2 項に規定する方法及び限度に従い投票宣言のみによる各条の表決及び最終表決〔を行う権限〕を本会議に留保したまま、法律案を、常任委員会又は特別委員会の起案会議に付託することができる<sup>(18)</sup>。
2. 前項の付託が議院に通知されてから 8 日以内に、上院議員 8 名は、本会議において適当な議事日程により、委員会が条文の起草において従うべき基準を決定するための討議を委員会審査に先立って行うよう要求することができる。この要求に関し、本会議は、討議を用いず、挙手により決定する。要求が受け入れられたときは、法律案は、上述の討議を行うために本会議の議事日程に記載するため、議事計画に挿入される。
3. 本会議による最終表決の時までに、政府若しくは上院議員の 10 分の 1 若しくは委員の 5 分の 1 が要求したとき、又は第 40 条第 5 項及び第 6 項に規定する場合と判明したときは、法律案は、通常の審査及び可決の手續に委ねられる。法律案を報告会議に再付託する場合、会派長会議は、委員会審査終結の期限を定める。

### 第 37 条 報告会議から議決会議又は起案会議への法律案の移送

1. 第 35 条第 1 項に規定する場合を除き、上院議長は、委員会が全会一致をもって要求し、かつ、政府が同意する場合、先に委員会の報告会議に付された法律案を、議決会議又は起案会議に移送する権限を有する。
2. 第 40 条第 5 項及び第 6 項に規定する場合において、移送に反対の意見が表明されたときは、移送を行うことができない。

### 第 38 条 法律案及び議案に関する意見

議長は、1 委員会に付託した法律案又は議案に関し、他の委員会が意見を表明するよう求めることができる。各委員会は、他の委員会の意見を聞くこと、又は、他の委員会に付託された法律案又は議案に関し意見を述べるのが有益であると見なすときは、上院議長を介してこれを要求する。

### 第 39 条 意見表明の手續

1. 意見を表明するよう求められた委員会は、15 日を超えない期間内に、緊急と宣言された法律案については 8 日以内に、これを表明しなければならない。ただし、上院議長は、状況を勘案し、更に短い期間を定めることができる。
2. 上述の期間が経過しても委員会が意見を表明しない場合、諮問を受けた機関〔organo〕の長の要請に基づき当初の期間を上回るものがない期間の延長が所管委員会から認められない限り、委員会は表明すべき意見がないものと見なされる。
3. 意見は、原則として、書面で表明される。緊急の場合又は適当と認められる場合、意見は、諮問を受けた委員会の委員長又は当該委員長から委任された委員の発言により、所管委員会にこれを伝えることができる。

(18) 2017 年改正により、「各条の議決のため」という語句が削除された。同改正前の条文は、「第 35 条第 1 項に規定する場合を除き、議長は、議院に通知した後、第 109 条第 2 項に規定する方法及び限度に従い投票宣言のみによる最終表決〔を行う権限〕を本会議に留保したまま、法律案を、各条の議決のため常任委員会又は特別委員会の起案会議に付託することができる」であった。

4. 諮問を受けた委員会は、意見書を印刷して、所管委員会が本会議に提出する報告書に添付するよう求めることができる。

#### 第40条 義務的意見

1. 第23条第3項に規定する法律案及び欧州連合法への国内法体系の適応手続を規律する法律案であって、他の委員会に付託されたものは、意見を求めるため、第14〔欧州連合政策〕常任委員会に付託される。
2. 憲法に関する重要な側面を示すか又は行政組織に関係する法律案であって、他の委員会に付託されたものは、意見を求めるため、第1〔憲法問題等〕常任委員会に付託される。
3. 新たな支出、支出の増加若しくは収入の減少をもたらす法律案又は経済発展計画の指示及び策定のために重要な規定を含む法律案であって、他の委員会に付託されたものは、意見を求めるため、第5〔経済計画、予算〕常任委員会に付託される。
4. 刑罰又は行政罰に関する規定を含む法律案であって、他の委員会に付託されたものは、意見を求めるため、第2〔法務〕常任委員会に付託される。
5. 第5常任委員会が、新たな支出、支出の増加若しくは収入の減少をもたらす法律案であって、他の委員会の議決会議又は起案会議に付託されたものの承認に対し、憲法第81条第3項<sup>(19)</sup>及び現行法に基づき、対応する〔金額の〕算定又は財源が不十分という理由により、反対の意見書を提出した場合において、所管委員会が当該意見書に同意しないときは、法律案は本会議に返付される。
6. この条第2項に規定する場合に第1常任委員会により提出された反対の意見書、及び、第1項に規定する場合の第14常任委員会の反対意見は、所管委員会が当該意見に同意しない場合、同様の効果をもたらす〔=法律案は本会議に返付される〕。
7. 第10項の規定を除き、この条に規定する意見は、第39条に規定する期間及び方法に従い表明され、所管委員会が本会議に提出する報告書に添付するために印刷される。報告書は、当該意見を欠く場合、その理由を示さなければならない。
8. 第5項に規定する意見の表明のために、財源が適切であることの確認は、〔法律案の〕各規定から生じる負担の算定及び進行中の複数年予算の各年に関して生じる負担について報告しなければならない。
9. 憲法第117条<sup>(20)</sup>に示された事項及び憲法的法律により採択された特別州の憲章で定められた事項に関する規定を含む法律案、又は、州の立法活動又は行政活動に関する法律案は、州問題に関する議会委員会にも送付される。当該委員会が第39条に規定する期間内にその意見を表明した場合、当該意見は、所管委員会が本会議に提出する報告書に添付される。
10. 第1、第5及び第14常任委員会による意見の表明のために、第39条に規定する全ての期間は、所管委員会により意見が求められた日から起算する。
11. 予算法に定められた目的と異なる目的のために、特別基金に計上された準備金を含む、予算の割当額の使用について定める法律案及び修正案が、意見を求めるため、第5常任委員会に送付される場合、第5常任委員会は、予算の割当額又は準備金〔の項目〕に規定する事項を

(19) 憲法第81条第3項は、「新たな負担又は負担の増加を伴う全ての法律は、その財源について措置する」と規定している。

(20) 憲法第117条は、国の専属的立法事項及び国と州の間の競合的立法事項について列挙している。

所管する委員会に、その異なる〔目的のための〕使用に関する意見を求める権限を有する<sup>(21)</sup>。

12. 所管委員会は、第5常任委員会の意見が求められている法律案及び修正案に関して、求められれば第76条の2第3項に規定する専門的報告書を含む、その収集したデータであって負担の算定の確認に有益なものを、第5常任委員会に送付しなければならない。

#### 第41条 議決会議における委員会の手続

1. 議決会議における委員会による法律案の討議及び表決に関しては、第100条第3項、第4項及び第5項<sup>(22)</sup>に規定する修正案提出の制限を除き、適用し得る限り、本会議における討議及び表決に関する規定に従う。第116条第1項及び第2項に示された方法により行われる点呼投票については上院議員3名、第118条第6項に示された方法により行われる秘密投票については上院議員5名の請求を必要とする<sup>(23)</sup>。本会議において提出に少なくとも上院議員8名を要する請求は、委員会においては少なくとも上院議員2名から、又は、会派を代表する場合には〔上院議員〕1名から提出される。
2. 討議に先立ち、法律案、その先例及び同法律案に規定された問題の理解に役立つ全ての事項に関する、委員長、又は、委員長から委員会への報告を委任された上院議員の予備説明を行うことができる。
3. 法律案の提出者である上院議員、又は、提出者が複数の場合における第1署名者は、法律案について討議する所管委員会に所属していないとき、委員会の開会を通知されなければならない。
4. 全ての上院議員は、修正案及び議事日程を委員会に提出することができ、かつ、これを委員会で説明することについて要求し又は要求を受けることができる。
5. 支出の増加又は収入の減少を伴う修正案、憲法に関する重要な側面を示すか行政組織に関係する修正案、刑罰又は行政罰に関する規定を含む修正案、及び、第40条第1項に規定する事項の規定を含む修正案は、討議の開始前に提出されなければならない。かつ、あらかじめ第5〔経済計画、予算〕、第1〔憲法問題等〕、第2〔法務〕及び第14〔欧州連合政策〕常任委員会にそれぞれ意見を求めるため送付されていない限り、表決に付すことはできない。意見提出の期間は、送付の日から8日間とする。第1、第5及び第14常任委員会の意見に関しては、第40条第5項及び第6項の規定を適用する。

#### 第42条 起案会議における委員会の手続—本会議における法律案の最終表決

1. 起案会議における委員会の各条についての討議に関しては、第41条の規定を適用する。
2. 第36条第2項に規定する場合には、委員会は、本会議が定めた基準に基づき、各条について

(21) 2017年改正により、「単年度及び複数年度の」と「並びに財政法に」という語句が削除された。同改正前の条文は、「単年度及び複数年度の予算法並びに財政法に定められた目的と異なる目的のために、特別基金に計上された準備金を含む、予算の割当額の使用について定める法律案及び修正案が、意見を求めるため、第5常任委員会に送付される場合、第5常任委員会は、予算の割当額又は準備金の項目に規定する事項を所管する委員会に、その異なる〔目的のための〕使用に関する意見を求める権限を有する」であった。

(22) 第100条第3項は、「修正案は、原則として、議長団又は会派長会議により定められた期限内に、書面で提案者から議長団に提出されなければならない」と、同条第5項は、「会議中に、追加の修正案は、上院議員8名が署名し、かつ、提出されている他の修正案に言及するか、又は、本会議により既に可決された修正案に関連するものである場合にのみ、提出を認められる。ただし、議長は、適切であることが明らかな場合、上述の場合以外に修正案の提出を認めることができる」と規定している。なお、同条第4項は、2017年改正により削除された。

(23) 第116条第1項及び第2項は、議長が「賛成」と「反対」の意味を説明した後、くじ引きで選ばれた上院議員からアルファベット順に点呼を開始し、一巡した後、答えなかった議員に対して再度点呼を行うという方法を規定している。また、第118条第6項は、各上院議員に白球と黒球を渡し、投票に関する議長の指示に従い、所定の投票箱にその球を投じることで投票を行うという方法を規定している。

討議を行う<sup>(24)</sup>。この基準に反すると見なされる議事日程又は修正案の受理可能性に関しては、委員長が決定する。

3. 前項に規定する場合においては、先決動議及び停止動議は提出することができない。その他の場合には、第43条第3項の規定を適用する。
4. 委員会は、逐条審査の後、報告書を起草すべき報告委員を任命する。
5. 本会議においては、報告委員及び政府代表のみが発言権を有する。その後、法律案は、各条の表決及び最終的な可決のため、表決に付される。[その際、]第109条第2項に規定する方法及び限度による投票宣言[を行うこと]が認められる。

#### 第43条 報告会議における委員会の手続

1. 報告会議の委員会に付託された法律案の審査において、第41条第2項に規定する予備説明の後に、要約的性格の一般討議を行う。
2. 修正案が提出されたときは、各条について討議を行う。この場合、委員会は、法律案の条文の最終的な起草を委ねるため、少数派の参加を保障するよう構成された小委員会を任命することができる。
3. 委員会においては、先決動議又は停止動議を議決することはできない。当該動議が提出され、かつ、委員会がそれに賛成するときは、報告書を付して本会議に提出される。討議の単純な延期は、委員会が議院に報告すべき期限を超えない限り、認められる。
- 3-2. 各常任委員会において、第14[欧州連合政策]委員会に所属する上院議員は、当該委員会での関係審査終了後に、第40条第1項に規定する側面に関して、口頭であれ報告する義務を有する<sup>(25)</sup>。
4. 委員会は、討議の終了時に、本会議に報告を行う報告委員を任命する。報告書は、任命の日から10日以内に、提出されなければならない。
5. 本会議で討議を行うため、委員会は、少数派の参加を保障するよう選ばれた7名以下の構成員から成る小委員会を任命することができる。
6. 少数派の報告書の提出は、常に認められる。
7. 本会議に報告を行うよう委員会に任命された報告委員及び少数派の報告委員は、その報告書を口頭で補足することができる。

#### 第44条 報告書の提出期限

1. 報告会議及び起案会議に付託された法律案に関する委員会報告書は、付託の日から2か月以内に、提出されなければならない。
2. 上院議長は、議事計画の必要上、又は、状況により適当と認められるときは、本会議に通告して、報告書の提出期限を短縮することができる。
3. 期限が満了した場合、本会議が委員会の要請に基づき、議事計画の実施を妨げない、2か月以内の期限延長を認める場合を除き、法律案は、報告書がなくとも、提出者による条文で討議されるよう、議事計画作成に際して検討される。
4. 起案会議に付託され、かつ、委員会における各条の表決が終わっていない法律案は、前項の

(24) 2017年改正により、「及び可決する」という語句が削除された。同改正前の条文は、「第36条第2項に規定する場合には、委員会は、本会議が定めた基準に基づき、各条について討議を行い、可決する」であった。

(25) 2017年改正により、「[第14委員会に]も」という語句が削除された。同改正前の条文は、「各常任委員会において、第14委員会にも所属する上院議員は、第14常任委員会での関係審査終了後に、第40条第1項に規定する側面に関して、口頭であれ報告する義務を有する」であった。

規定を適用して討議される場合、通常の手続に従い、本会議により審議及び表決される。ただし、第36条第2項に基づき、委員会審査に先立ち本会議において予備説明が行われたときは、一般討議は行わない。

5. 報告書は印刷され、討議の少なくとも2日前に配付される。

#### 第45条 期限の算定

報告書の提出及び意見表明の期限の算定においては、書面によって通知される本会議の集会<sup>(26)</sup>を待って議院の活動が延期されている期間は、除く。

#### 第46条 政府に対して委員会が要求する情報及び説明—政府代表による通知

1. 委員会は、その所管する事項に係る政治その他の諸問題について、情報又は説明を政府代表に要求する権限を有する。政府の報告は、第105条第1項の2<sup>(27)</sup>で規定する報告を除き、両院合同で開催される場合も含む委員会において行われる。
2. さらに、委員会は、法律の施行並びに議院が可決したか又は政府が認めた議事日程、動議及び決議の実行に関して、書面等により報告するよう政府代表に求めることができる。各委員会は、施行された所管法律の実施状況を知るために、情報を収集し、与えられた期限までに委員会に報告を行う報告委員を任命することができる。
3. 政府代表は、発言をするため、両院合同で開催される場合も含む委員会の会議に出席することができる。

#### 第47条 委員会に付託された法律案及び議案に関する情報の取得

1. 委員会は、付託された法律案及び一般的には付託された議案に関して、閣僚に対し、各府省及びその監督下にある法人により、職員及び役員が会議で個別に発言することによる場合を含め、審査中の問題についての情報を補完するのに必要な行政的又は技術的性格の資料及びデータが提供される措置をとるよう、求めることができる。
- 1-2. 委員会に付された政府による「人事の」指名に対する意見「をとりまとめるの」に関して、当該委員会は、政府により提示された候補者の意見聴取を行うことができる。意見聴取は、両院合同で開催することができる。

#### 第48条 事実調査

1. 委員会は、所管の事項に関し、事前に上院議長の同意を得て、資料、情報及び書類を収集するため、事実調査を実施することができる。
2. 当該調査の実施において、委員会は、第162条第5項<sup>(28)</sup>に規定する権限を有さず、また、政治的審査を行い、命令を発し、責任を追及する権限を有しない。
3. 委員会が作成する「事実調査の」関連計画は上院議長に通知され、同議長は、その具体的実施のため、所管の閣僚との間で、その監督下にある公法人に関するものも含め、取決めを結び、技術的諮問及び現地調査を許可することができる。
4. 調査の実施に要する全ての支出は、議院の予算により負担する。
5. 本条に規定する調査のため、委員会は、所管の閣僚、各省の職員及び公法人の役員の出席を求めることができる特別な会議を開催する権限を有する。さらに、領域団体、私的組織、職

(26) 通常、議長は、本会議の散会の際に、次回本会議の開会日時と議事日程を通告するが、その例外として、各議員に書面で次回本会議を通知する場合がある（上院規則第56条第1項）。

(27) 第105条第1項の2は、「首相の報告は、常に本会議で行われる。議長又は会派長会議は、閣僚による緊急性を有する報告の本会議における取扱いを決定することができる」と規定している。

(28) 第162条第5項は、「委員会の権限は、憲法の規定により、司法機関と同一である」と規定している。



能団体の代表のほか、審査中の事項に関する専門家の出席を求めることができる。

6. 委員会は、調査終了時に、文書を承認することができ、これを印刷し及び配布する。この条に規定する会議については、委員会が議決すれば、会議録を編集し及び刊行することができる。
7. 同一の事項に関して下院も調査を行うとき、上院議長は、下院議長との間で、両院の委員会が合同して行動するよう適当な取決めを結ぶことができる。

#### 第 48 条の 2 情報取得手続の要求

委員会の 3 分の 1 以上の構成員が、第 46 条、第 47 条及び第 48 条に規定する手続を求めた場合、その要求は、提出から 10 日以内に、委員会の決定に委ねられなければならない。

#### 第 49 条 削除<sup>(29)</sup>

#### 第 50 条 委員会発案の報告及び提案一決議

1. 委員会は、その発案により、所管事項に関する報告書及び提案を本会議に提出する権限を有する。
2. 委員会は、付託された議案であって議院への報告を要しないものの審査終了時に、討議した議題についての意見及び方針を表明するため、決議を採択することができる。政府代表は、この会議に出席するよう求められなければならない。
3. 政府又は委員の 3 分の 1 が要求するとき、決議は、報告書とともに上院議長に通知され、同議長はこれを本会議に提出する。

#### 第 51 条 法律発案の牽連及び競合

1. 対象が同一である法律案又は対象が緊密に関連する法律案は、そのいずれかについて委員会が既に討議を終えている場合を除き、一括して所管委員会の議事日程に記載される。
2. 既に委員会に付託されている議員提出法律案の対象である事項について、政府が自身の法律案を提出する意図を本会議に通知したとき、委員会は、政府案が提出されるまで、1 か月以内の範囲で、法律案の討議を延期又は停止することができる。
3. 既に下院に提出された法律案と対象が同一である法律案又は対象が緊密に関連する法律案が委員会の議事日程に記載されたとき、上院議長は、取決めを結ぶため、これを下院議長に通知する。

（あしだ じゅん）

(29) 2017 年改正により、経済労働国民会議に対する意見、研究及び調査の要請と、同会議の意見及び提案の取扱いについて規定した第 49 条が削除された。